

令和元年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年6月6日（木曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成30年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第10 令和元年度町政執行方針
- 第11 一般質問
- 第12 発議第 1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第33号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第34号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第35号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件について
- 第16 議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算

○出席議員（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君 | 8番 村山 義明 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小林 生吉 君

| | |
|-----------|--------|
| 副町長 | 遠藤義一君 |
| 教育長 | 田邊彰宏君 |
| 総務課長 | 小林嘉仁君 |
| 総務課参事 | 野露みゆき君 |
| 総務課参事 | 笹原等君 |
| 総務課参事 | 野田繁実君 |
| 総務課主幹 | 市本功一君 |
| 総務課主幹 | 庵日鶴君 |
| 総務課主幹 | 石川章人君 |
| 産業課長 | 平中敏志君 |
| 産業課参事 | 永田剛君 |
| 産業課参事 | 渡邊誠人君 |
| 産業課主幹 | 西川明文君 |
| 産業課主幹 | 北村哲也君 |
| 建設課長 | 土屋順一君 |
| 建設課主幹 | 千葉靖宏君 |
| 保健福祉課長 | 吉田智一君 |
| 保健福祉課参事 | 黒瀧仁司君 |
| 保健福祉課主幹 | 相馬正志君 |
| 教育次長 | 工藤正勝君 |
| 教育委員会主幹 | 小林美幸君 |
| 国保病院事務長 | 長尾享君 |
| 会計管理者 | 藤田徹君 |
| 認定こども園園長 | 相座豊君 |
| 認定こども園副園長 | 遠藤美代子君 |
| 自動車学校長 | 山田和志君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|--------|
| 議会事務局長 | 今野真二君 |
| 議会事務局書記 | 田辺めぐみ君 |

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和元年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、3番、西浦さん、4番、宮崎さんを指名します。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催してください。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時37分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。議会運営委員会報告。

令和元年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、休憩中に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月6日から6月10日までの5日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会する。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員であり、質問事項の重複は見られない。改選後初の一般質問であり、新任議員もおられます。質問は簡潔明瞭に質問項目ごとに一問一答、質問回数3回を厳守されたい。

3、町長提出議案の取り扱いについて、議案第40号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。その他の議案は本会議で審議する。

4、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりである。

5、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月6日から6月10日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月6日から6月10日までの5日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第9回変更報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ごらんの上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 南宗谷消防組合議会報告をいたします。

消防組合議会報告は、書面の朗読をもって報告とかえさせていただきます。

令和元年5月17日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、東海林繁幸、長谷川克弘。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび、南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、令和元年第1回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、令和元年5月17日（会期1日）午前10時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、東海林議員、長谷川議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、選挙第1号 議長の選挙については、指名推選で行われ、遠山修氏（枝幸町）が選出された。選挙第2号 副議長の選挙についても同様に行われ、恵良田将氏（浜頓別町）が選出された。同意第1号 監査委員の選任については、原案どおり東海林繁幸氏（中頓別町）が選任された。議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、議案第4号 北海道町村議会議員公務災害

補償等組合理約の変更に関する協議について、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議については、いずれも構成団体の変更に伴うもので、全会一致で可決された。議案第6号 南宗谷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例については、避雷設備、設置の免除、消火器具に関する基準の変更であり、全会一致で可決された。議案第7号 公有財産の取得について（枝幸消防署：消防団員防火衣購入）、議案第8号 公有財産の取得について（中頓別支署：小型動力ポンプ付積載車購入）についても全会一致で可決された。

以上、報告いたします。

○議長（村山義明君） 南宗谷衛生施設組合理議会報告は、組合理議員からいただきます。

高橋さん。

○1番（高橋憲一君） それでは、南宗谷衛生施設組合理議会の報告をいたします。

令和元年5月23日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷衛生施設組合理議員、宮崎泰宗、南宗谷衛生施設組合、高橋憲一。

南宗谷衛生施設組合理議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合理議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、令和元年第1回南宗谷衛生施設組合理議会臨時会。

2、日時、令和元年5月17日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、宮崎議員、高橋議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、日程表第1号では日程第1で仮議長が指名され、年長の阿部議員（浜頓別町）が指名された。また、仮議席の指定が行われた。日程第2で会議録署名議員の指名が行われ、宮崎議員（中頓別町）、清水議員（枝幸町）が指名された。日程第3で議長選挙が行われ阿部議員（浜頓別町）が選出された。日程表第1号追加では、日程第1で会期の決定が行われ、令和元年5月17日1日間とした。日程第2、選挙第2号で副議長の選挙が行われ、石川議員（枝幸町）が選出された。日程第3では議席の指定が行われ、仮議席のとおり指定された。日程第4、議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第5、議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第6、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、いずれも事務組合等の削除による規約変更であり、原案どおり可決された。日程第7、同意第1号 監査委員の選考については森議員（猿払村）が同意決定された。閉会宣言があり閉会した。

以上、報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。改選後初めての定例会となります。全議員にご出席を賜り、心から感謝を申し上げたいと思います。

私のほうから行政報告1点のみ報告をさせていただきたいと思います。

天北地域生活交通確保対策協議会の取り組み状況についてであります。天北宗谷岬線の路線バスは宗谷バス株式会社により運行しており、当該路線バスの運営や補助に関すること、効率的なバス運行に係るダイヤ見直し等はバス事業者とともに稚内市・猿払村・浜頓別町・中頓別町の4市町村で構成する天北地域生活交通確保対策協議会において検討協議を行っております。

バスの運営経費については、バス運賃収入、国庫補助金のほか、不足する経費については沿線市町村の補助金により補填して運営しておりますが、本年10月1日以降当該バス路線は国庫補助対象外となる見通しとなり、関係市町村の負担が増大する見込みとなりました。そのため当該路線のあり方を含めた抜本的な見直しが必要であるとの考えに立ち、この間天北地域生活交通確保対策協議会において検討協議を進めてきたところであります。

その一環として、昨年10月に一部ダイヤの見直しを実施したところですが、本年10月以降のダイヤ見直しに当たりましては通学、通院、買い物やJR線への接続、観光利用などの地域住民の移動ニーズに対応することを基本とし、現在運行している21便のうち7便で区間を短縮、5便を廃止することとしており、このたび5月30日に開催された天北地域生活交通確保対策協議会総会において確認されたところであります。

天北地域生活交通確保対策協議会においては、当該バス路線が沿線の地域住民の生活に密着した重要な路線であり、持続可能なものとしていくため今後も継続してダイヤの見直しを行っていくこととしております。

また、国庫補助の対象外となることで地域の足を守るため関係市町村と連携し、今後北海道との意見交換の場を設けるなど活動を展開していくことも協議会において確認しているところであります。本年10月からの新ダイヤの実施に当たりましては、関係市町村が一致して周知を図り、混乱が生じないように努めてまいり所存であります。

以上です。

○議長（村山義明君） 引き続き教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教育行政報告をいたします。

未来への挑戦「ハワイ英語研修」事業についてです。この事業について報告します。日程は8月2日（金）～9日（金）（別紙旅程表参照）、裏面の別紙予定表を参照願います。オアフ島のホノルル（ハワイ州の州都）で実施します。参加生徒は、中学2年生12名中

11名（男子5名、女子6名）と昨年不参加だった中学3年生4名（男子4名）、計15名（男子9名、女子6名：参加率93.8%）となります。引率者は、中学校から3名（校長、教諭2名）と教育委員会から1名（教育次長）、計4名です。生徒と引率者を合わせて19名が参加する事業となります。昨年のホームステイ泊は3泊でしたが、ことしは4泊としまして英語を使用する時間を多くとっています。参加生徒は、保護者署名による参加承諾書を提出しています。現在1回目の保護者説明会を開催して、事業の概要やパスポートの取得等について説明をいたしました。今後研修の具体的な内容、ハワイの歴史、服装や持ち物、帰国後の報告会等について説明会を開催する予定です。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 教育行政報告のハワイ英語研修についてちょっとお聞きいたします。

まず、1点は中学2年生12名中11名出席ということになっておりますが、1名の不参加の理由、もう一点、これ日程なのですけれども、裏のほうの旅程表には第2希望として8月9日から16日となっておりますよね。私は1回一般質問で言ったことあるのですけれども、3、4日は中頓別町の夏祭りいろいろあります、行事が。なぜ8月2日、9日にしたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） まず、1点目の不参加生徒の理由ですけれども、特に明確にこれだというものはありません。行きたくないということです。

2つ目、なぜこの日程にしたかということなのですけれども、昨年この日程で参加しました。この日程で組むことが中学校の生活の中で一番ベターではないかというふうに考えたところがございます。この後になるとお盆のシーズンがかかります。そうなると、このホームステイ先のほうの確保であるとか云々ということで多少支障が生じるということ。夏祭りとかブズというの重々承知しているのですけれども、この日程が教育委員会としては今のところは最適な日程であるというふうに考えてこの日程とさせていただきました。

○議長（村山義明君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第1号 平成30年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第1号 平成30年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、笹原総務課参事から報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。報告第1号 平成30年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

1 ページをお開きください。報告第1号 平成30年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

2 ページをお開きください。平成30年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。今回の報告の事業につきましては、平成30年度に議決されました補正予算事業2件を金額、財源内訳のとおり平成31年度に繰り越して執行するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、企業誘致促進事業、1億円は平成30年第3回定例会において、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、畜産・酪農収益力強化整備等対策特別事業、3,360万7,000円は平成31年第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

繰越明許費の総額は1億3,360万7,000円、財源内訳は、国、道支出金3,360万7,000円、その他特定財源1億円となっております。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告については、遠藤副町長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） それでは、私のほうからご報告をさせていただきます。報告第

2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

同公社の第24回定例株主総会は5月28日、役場小会議室において開催され、第1号議案から第4号議案まで全て承認されましたので、経営状況の概要を報告いたします。内容につきましては、別冊で配付させていただきました令和元年度第24回定時株主総会議案をごらんいただきたいと思います。まず、2ページであります。2ページは、第1号議案、平成30年度事業決算報告書承認の件についてでありまして、平成30年度事業決算報告書の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認されました。これらの内容につきましては、3ページから17ページに詳細が記載されております。

まず、3ページであります。平成30年度事業報告ですが、平成30年度において寿公園を中心に幼児からお年寄りまで安全で安心して楽しむことができるよう施設維持管理に努めてきたところであります。特に寿スキー場ではリフトのリニューアルとロッジのトイレ改修により利用者から大変喜ばれ、リフトの輸送人員も前年に比べ延べ利用者数で約1万1,000人増となり、自主事業で行っております食堂も多くの方に利用いただくことができました。今後も安全管理に努めながらスキー場運営に努めてまいりたいというところであります。

鍾乳洞自然ふれあい公園では、芝桜の補植を計画的に行い、引き続きキバナコスモスの花畑の整備を行うなど園内環境整備に努めてきました。遊歩道の木橋等が老朽化しており、安全に利用できるよう修繕を行ってきたというところであります。有害鳥獣処理施設業務では4年目となり、菌床の維持管理や処理作業も順調に推移し、369頭を処理してきたところであります。令和元年度におきましてもそれぞれの施設の安全管理と経費の節減を図りながら健全な公社運営に努めてまいるというところの報告がありました。

7ページ、総合損益明細書で決算の概要についてご報告をいたします。まず、寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料2,002万6,000円のほか、事業収入としてリフト利用料359万2,550円、テニスコート利用料、パークゴルフ場利用料として43万3,800円を合わせて402万6,350円、雑収入としてスキーレンタル料ほか13万3,784円を加えた収入総額が2,418万6,134円となっております。特にリフト利用料では前年度比62万5,000円増と大幅に収入増となっております。支出につきましては、代表取締役の役員報酬180万円のほか、職員3名の給与、手当、臨時職員2名の賃金のほか、修繕費で草刈り機等作業機の修繕料で約40万円、管理棟や公園施設等の修繕費で約33万円、機関車等展示物の修理費で約13万円、スキー場設備の修繕で約20万円など123万円を支出するなど総額で2,366万2,370円となりました。営業利益は52万3,764円となったところであります。

一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料3,144万8,520円と雑収入として廃家電運搬券販売手数料5万7,456円を合わせ、収入合計が3,150万5,976円であります。支出は、職員3名の給与、手当、1名の臨時職員の賃金のほか、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費等で3,086万923円となりました。特に今年度は修繕費で当初見込みより増額となり、車両車検整備修繕費で約103万円、水処理機器修繕で約50万円、ボイラー等の修繕で約36万円を支出してきたところであります。営業利益は64万5,053円となっております。

鍾乳洞ふれあい公園業務では、町からの指定管理料396万4,000円で、支出につきましてはその多くが臨時職員2名の人件費で、その他光熱水費や燃料費、修繕費等で支出合計が377万9,163円となり、営業利益は18万4,837円となったところであります。当該年度も遊歩道における木橋の修繕を実施してきたところですが、年々傷みが多くなっているとの報告もありました。

国保病院管理清掃業務は、町からの委託料収入のみで352万1,000円となっており、支出は人件費が主なもので臨時職員2名の賃金等で352万1,000円となり、営業利益はございません。

有害鳥獣処理施設業務は、町からの委託料収入のみで631万2,880円となり、支出につきましては2名の臨時職員に関する人件費や施設の光熱水費、燃料のほか、菌床の管理委託料で、収入と同額の631万2,880円となり、営業利益は生じておりません。今年度の処理頭数ですが、全体で369頭で、業務回収頭数は188頭、ハンター自主回収が181頭となっているところであります。

食堂業務は、振興公社の自主事業で、収入はスキー場ロッジ食堂売り上げ225万3,026円と、事業収入として公園の遊具貸出料、ゴルフ練習場球貸出料等で46万9,400円、雑収入として自販機の売り上げ手数料8万4,091円で、収入合計が280万6,517円となっており、支出ではパートの賃金、食材の商品仕入れ費などで実質合計が255万8,396円となり、24万8,121円の営業利益を生んだところであります。

以上の結果、営業損益は営業収入7,229万6,507円、事業費7,069万4,732円を差し引き、160万1,775円が営業利益となったところですが、営業外損益では営業外収入として預金利息1,958円で、営業利益は160万3,733円となりました。特別損益はございません。営業利益から特別損益を差し引いた160万3,733円が税引き前当期利益となり、法人税、法人道町民税及び事業税43万4,097円を差し引いた差し引き当期純利益は116万9,636円となったところであります。

9ページ、剰余金の処分計算書でございますが、前期末の剰余金486万8,489円から当期処分剰余金となる役員退職引当金への積み立て12万円を引きまして、当期純利益116万9,636円を足した591万8,125円が後期の繰越利益剰余金となったところであります。

10ページ、株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益116万9,636円を当期変動額として加えまして、当期末の純資産合計を1,828万8,125円としたところであります。

11ページから16ページまでが各事業における収支決算書であります。後ほどごらんをいただければと思います。

17ページに監査報告書が添付されております。

18ページ、第2号議案、剰余金の処分の件につきましては、1つ目として、繰越利益剰余金より役員退職金として積み立てることについて承認を求めるもので、減少する剰余金の項目及び金額、繰越利益剰余金12万円、増加する剰余金の項目及び金額、役員退職引当金12万円となっております。

19ページは、第3号議案、令和元年度事業予算及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件につきまして、20ページから26ページに登載されました各事業の令和元年度予算の変更をする場合、取締役の協議に一任することが了承されたところであります。振興公社では町から委託を受けました事業に関し、できるだけ施設修繕等に関しては自前で実施するよう努力をしていきたいとの意向が示され、各施設に関する収支予算については全会一致で承認され、総会が終了したところであります。

以上、簡略ではありますが、第24回定時株主総会で承認された有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきますが、出資法人として経営上に関して特に問題となるところは認められませんでしたので、あわせてご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） もう一点ちよつとご報告をさせていただきます。

27ページをごらんいただきたいと思ひます。第4号議案で監査役の選任に関する件が議題となりました。前監査員でありました大場弘さんが退任ということになりまして、新たに監査役として藤井富子さんの承認が求められまして、満場一致で承認をされたところであります。

以上、追加で報告させていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎諮問第1号

○議長（村山義明君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

氏名は、石井英正さん。

石井さんにつきましては、平成4年の3月からこれまで9期にわたり人権擁護委員としてお務めをいただいているところでありまして、人格、識見ともふさわしく、改めて再任をしていただけるような形で意見を求めたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

◎諮問第2号

○議長（村山義明君） 日程第9、諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

氏名は、藤田淳磨さん。

藤田さんにつきましても、平成25年の10月からこれまで2期、人権擁護委員としてお務めをいただいているところであります。人格、識見とも人権擁護委員にふさわしく、満場一致でのご承認を賜ればと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は適任と答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

◎令和元年度町政執行方針

○議長(村山義明君) 日程第10、令和元年度町政執行方針を行います。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(小林生吉君) 町政執行方針の前に、再任を受けて初めての議会でありますので、まず町政2期目に当たっての所信を申し上げた上で執行方針を述べさせていただくということでご理解を賜ればと思います。

私は、さきの中頓別町長選挙において再選をさせていただき、引き続きこれから4年間町長の重責を担うこととなりました。期せずして元号が「平成」から「令和」へと変わる日がスタートとなりました。新しい時代とともに未来の夢や希望を語れる中頓別町をつくっていかれたらと思います。町民の皆様の負託に応え、誠心誠意職務を全うする覚悟です。よろしくお願いを申し上げます。

ここに、私がこれからの町政を担うに当たっての所信を申し上げます。4年前町民の悩み、課題、困難に寄り添い、それに共感できる「やさしさ」をまちづくりの心とするとともに、公正・公平な判断、政策を実現する実行力を基本姿勢として堅持すること、「子供・子育てを全力応援!高齢者、障がい者にやさしい福祉のまちづくり」、「地元で頑張る人を徹底支援、雇用創出、若者の移住・定住でなかとんべつを元気に!」という考え方を基本に置いて施策に取り組むことを表明しました。

この4年間、この基本姿勢、基本的考え方を貫いて仕事をし、常に前向きな気持ちで新しい取り組みも重ねてきたつもりであります。今回の選挙に当たっても、こうした姿勢と取り組みが多くの中頓別町民の皆様にご評価いただけたと理解していますし、この間の取り組みを礎としてさらなる努力を積み重ね、そして中頓別町の未来を少しでも明るく豊かなものにしていくことが町民から私に負託された使命である、責任であると考えています。

これからの中頓別町を取り巻く状況については、今まで以上に厳しいものとなっていくことを想定していかなければならないと考えています。既に国全体が人口減少の曲面に入っていて、とりわけ農山漁村の自治体における人口減少問題が深刻さを増す状況が続いています。地方創生などこの課題への対策が取り組まれています。これを打開できる兆しはいまだ見えていません。長く続いてきたとされる景気の回復も地方では実感の伴わないままいよいよ後退との判断がなされるようになってきました。少子化や高齢化に伴う諸課題など地域が決めなければならない課題がふえ続ける中、その対策のための財源確保が困難になるとの見通しを持たざるを得ないのが現状です。

また、地方自治をめぐる問題としても、昨年国において「自治体戦略2040構想」に関する報告がまとめられ、スマート自治体への転換、圏域マネジメントと二層制の柔軟化など今後の自治体行政に関する基本的な考え方が示されました。現在、地方制度調査会が制度化に向けた検討を行っていますが、平成の大合併後の自治体行政をめぐる議論として注視していかなければならないと感じています。

中頓別町はことし4月末で人口が1,700人を下回り、人口減少が続いています。今後はこれまでの取り組みの検証を踏まえ、対策の充実を図っていくとともに人口減少に伴って新たに生じる課題をしっかりと捉えた上でこれに向き合っていくことが必要になると考えています。行政には、町民の暮らしを第一に考え、町民の悩み、課題、困難に寄り添う姿勢が不可欠であり、「町民が主役、やさしさのあふれる町に！」という思いを強く持って挑んでいきます。町民の皆さんには、それぞれ持っている力を発揮していただき、わかち合いと支え合いの輪を広げ、笑顔と笑顔がつながる町をつくっていきたく思います。

具体的な取り組みについては、子ども・子育て支援をさらに充実、幼小中一貫教育を実現、地域医療・介護・福祉の新しいシステムづくり、みんなが元気で明るく暮らせる健康長寿の地域づくり、酪農振興と6次産業化の展開、森林・林業の再生、観光まちづくりの推進、商工業振興と社会資本整備、地域公共交通ネットワークの再構築、豊かな自然環境と共生するまちづくり、これが重点的な柱だと考えています。これらの多くは前期の取り組みを引き継ぐものですが、より柱立てを明確にするとともに、施策の充実を図って目標実現までのプロセスを組み立てていきたく思います。

このほか防災体制の強化、全町ブロードバンド化の実現、過疎地域ならではの働き方改革と定住環境整備、誰もがいつでもつながっていただける居場所づくり、人財育成と異業種交流の推進、行政組織体制の強化と事務の改善、コミュニティデザインによる町民主体・町民参加の将来構想づくりにも取り組んでいきたくと考えています。

以上、町政2期目に当たっての所信を申し述べさせていただきましたが、政策の実現に向け情報の共有と町民参加、議会における十分な議論を大切にしていきたいと考えています。町民1,700人全員が力を合わせてこれからのまちづくりが推進できるよう特段のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、令和元年度町政執行方針を申し上げたいと思います。

初めに、引き続きことしは新天皇が即位され元号が平成から令和に変わりましたが、本町にとっても開拓110年・町政施行70周年という節目の年に当たります。記念事業では、ほくでんファミリーコンサートや札幌国際情報高校のダンプレ、NHK朝のラジオ体操など楽しみなイベントも多く組まれています。また、北海道日本ハムファイターズ3選手に当町の応援大使を務めていただき、応援を通じて地域の活性化や町のPRにつながる取り組みを進めることにもなっています。こうした明るい話題を生かし、これからのまちづくりの機運が盛り上がっていくのを願っています。

最大の課題である人口減少問題・地方創生につきましては、平成27年に策定した人口

ビジョン、中頓別町総合戦略に基づき地方創生推進交付金を活用した事業を初めとする各種取り組みを進めてきています。この交付金を活用した新たな展開として、過疎地域ならではの働き方改革に向けた取り組みを進めていきます。総合戦略については、今年度が最終年度となることからこれまでの取り組みを踏まえ、次期戦略につなげられるような展開を講じていきます。

また、町の最上位計画である総合計画についても令和4年度からスタートする第8期計画の策定に向けてコミュニティデザインに取り組み、町民主体、町民参加のもと今年度から取り組みに着手してまいります。

環境の保全と創造について。

自然との共生、自然を生かした地域づくりは、現総合計画の根幹であるとともに、未来に続く本町のまちづくりの原点だと考えています。全ての取り組みが総合計画の理念と環境基本条例、環境基本計画に沿ったものになるよう今後のまちづくりを進めていきたいと思っております。

地球温暖化防止対策に努め、畜産バイオマス、木質バイオマス等再生可能エネルギーの導入について引き続き検討してまいります。リサイクルとごみ減量化を積極的に推進し、捕獲体制の充実・強化と捕獲個体の適切な処理に努め生態系保全のための有害鳥獣対策を講じてまいります。また、教育活動や観光まちづくりの取り組みの中でも豊かな自然環境を生かした体験活動を創出していきたいと思っております。

産業振興・地域経済の活性化と社会資本の整備について。

地域経済を持続可能で豊かなものにしていくため、これまで以上に酪農業を初め、林業、商工業、観光各分野の振興を図り、地域経済の活性化を進めてまいります。

本町の基幹産業である酪農業の振興では、青年農業者や農業後継者の増加と新規参入希望者の受け入れなど新たな世代への継承を進めるほか、草地の整備改良、酪農家の労働力や機械力不足の低減と良質粗飼料の確保対策などに取り組みます。農地の基盤整備と哺育・育成部門の省力化を進めるため草地畜産基盤整備事業に着手し、酪農振興支援事業、中山間地域等直接支払交付金交付事業、多面的機能支払交付金事業、農業担い手育成事業、6次産業化推進事業も継続して取り組んでまいります。

森林・林業では、本町の森林振興の中長期的なビジョンの確立を進め、本年度より交付される森林環境税の有効活用方法について関係機関と協議を進めてまいります。また、森林環境保全事業や民有林森林整備振興事業、森林整備担い手対策推進事業とともに計画的な路網整備を進めてまいります。

商工業では、商工会マスタープランの推進やプレミアム商品券発行事業、商工業振興支援事業、中小企業振興資金融資事業を継続して取り組むとともに、事業継承を含めた商工業の振興について関係機関との検討協議を進めてまいります。

観光では、これまでに主要な施設管理の一元化を図ってきました。今後は、中頓別町ならではの特色ある観光体験を推進し、移住交流人口の増加を通じた地域産業の活性化を図

っていくため、DMO組織と行政が一体となって観光地域づくりを進めていきます。また、観光施設の再整備についても地域ブランドを高め観光施設・資源を横断的に有効活用していけるよう取り組んでいきます。中長期的な視点に立ち、インバウンド観光推進に向けてインターンシップ交流事業にも取り組んでいきます。

地域交通では、誰もが将来にわたり安心して暮らし続けられるよう利便性の高い移動手段の確保に努めていきます。沿線市町村と連携し天北宗谷岬線バスの見直しを進めていくとともに、3年間の実証実験を経て地域の交通資源の1つとして位置づけているライドシェアについても継続した取り組みを進めていきます。また、これらを含めた地域にある交通資源を最大限活用したより持続的な地域公共交通のあり方を検討していきます。

社会資本の整備については、これまで同様町道整備を初め、老朽化が進んでいる橋梁、町営住宅、上下水道の修繕や改築、除雪車の更新を計画的に進めていきます。公営住宅長寿命化計画の更新と住生活基本計画の策定を行うとともに、賃貸住宅、戸建て住宅それぞれの助成制度を活用していただき、住環境整備に努めていきます。水道事業では、永続的に事業の安定を図っていくための対策を検討するとともに、下水道ではストックマネジメント計画に基づく整備事業に着手していきます。

3点目、保健医療福祉の充実と安全安心な暮らしの保障についてです。

中頓別町の町民がいつまでもこの町に住み続けたいと願う希望をかなえていくことは、とても重要な責務です。病院や福祉サービスに関して将来への不安を与えることがないためにも、今後の人口減少と少子高齢化を見据え、地域医療、介護、福祉を持続可能なものにしていくための議論を始める必要があると考えています。現状の把握と分析、将来予測を明らかにするところから初め、数年をかけた丁寧な議論ができる環境づくりを進めていきたいと思えます。

地域共生社会の実現への取り組みは急務であり、医療、介護、福祉の連携を強化し地域包括ケアの構築を進めていくとともに、各分野の施策の充実を図り町民ニーズにきめ細かく対応できる施策を進めていきます。

地域医療では、早期の医師2名体制の実現を最重点課題に位置づけるとともに、病院経営の健全化を図り、地域包括ケアの核として町民の安心をしっかりと支える医療体制を堅持していきます。

医療スタッフの確保とスキルアップを図るとともに、再検や要治療となった方への指導強化、未受診や症状悪化の防止などに積極的に努め、質の高い地域医療の提供を努めていきます。初期臨床研修医等の受け入れを継続し、地域医療を担う総合診療医の育成に力を注いでいきます。

往診や訪問看護など在宅医療の確保にも努め、通所リハビリテーションのより一層の充実、関係機関・多職種との連携強化、看護師や療法士、栄養士による退院時支援を実施し、居宅における質の高い生活を維持するための支援を行っていきます。

病院経営の効率化や安定化に努め、計画的な医療機器の更新、施設修繕に取り組むこと

とし、今年度は職員等住宅として管理人及び研修医、出張医用の住宅の整備を行ってまいります。

地域福祉では、「地域支え合い、安心・安全・福祉のまちづくり活動」を推進してまいります。成年後見制度の推進、地域見守り体制の充実、サロン活動の推進等に取り組むとともに、新たに策定した自殺対策行動計画のもと誰一人自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、総合的な福祉のまちづくりを推進してまいります。

高齢者福祉、介護保険事業では、各種サービスを継続して実施し、今後の充実に向けて検討を行ってまいります。地域包括支援センター機能の強化、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るとともに、認知症地域支援推進員及び生活支援コーディネーターの活動を高め、認知症の方にも優しく高齢者がいつまでも住み続けられる町となるよう努めてまいります。

障がい福祉では、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる地域づくりに取り組んでまいります。南宗谷福祉会の新たなグループホーム開設及び多機能型事業所整備等の事業に支援を行うとともに、相談支援体制の拡充、就労促進、難病患者等の交通費の助成等、障がい福祉サービスの充実を図ってまいります。

保健予防では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、生活習慣病の予防、栄養・食生活、運動、歯・口腔の健康・心の健康などを推進するとともに、健康なかとんべつ21の中間評価と計画の見直しに向け調査研究を重ね、さらなる保健活動の充実に向けて取り組んでまいります。保健師体制の強化を図り、個別の課題解決のために家庭訪問、個別相談、がん検診を含む各種検診事業の充実、健康づくりセミナーなど町民が健康を学ぶ機会の確保に取り組んでまいります。本年度より新たに後期高齢者保健事業として、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防と心身の機能低下予防のため、高齢者の特性を踏まえた保健事業、健康診査、保健指導、歯科検診、重複多受診訪問などに取り組みます。

国民健康保険では、新たな制度のスタートに伴い、医療費の伸びを抑え安定的で持続可能な事業運営を目指してまいります。保健事業として、特定健診・保健指導などに取り組んでまいります。

防災体制の強化では、想定外の激しい自然災害にも備えるため、新たな洪水ハザードマップの作成、地域防災計画の見直し及び関連マニュアル整備を進めるとともに、防災行政無線を整備し全町民に確実に緊急通報できる体制を構築します。昨年度は胆振東部地震による影響で実施できなかった防災訓練の実施を避難所運営訓練とあわせて行うとともに、自主防災組織の設立に向けて各自治会に働きかけてまいります。また、防災備品の計画的整備等を継続し、今年度は特に停電災害による対策の強化を図ってまいります。

救急・救命体制の整備では、高規格救急車2台体制のもと、重複出動、多数傷病者発生等への備え、妊産婦のためのサポート救急体制を構築してまいります。救急救命士・救急隊員及び救急活動の質向上に努め、各種資格取得や研修強化にも取り組んでまいります。

火災の未然防止のための啓発に努めるとともに、消防施設や機材等の計画的な整備を進

めていきます。救急講習や防火・防災講習などを実施するなど、安全な町民生活を支えるための防災や救急・消防体制の強化を図っていきます。

4点目、子育て支援、教育の充実についてです。

子供たちは宝であり、未来からの留学生です。子供たちの躍動する姿や子供の成長は地域の人に元気と勇気を与えるものです。健やかで心豊かな子供たちを育てる環境づくりに努めていきます。

かけがえのない中頓別町の子供たちのため、子ども・子育て支援に力を注ぎ、中頓別町らしい教育活動の充実が不可欠と考えています。子供たちが存分に自己の個性を磨き、発揮できる環境づくりに努めていきます。あらゆる相談と支援の機能を高めていくため、保健福祉課、教育委員会、学校、認定こども園等の関係機関が連携した体制を構築していきます。

子ども・子育て支援では、子育て世代包括支援センターを核に、子供を産み育てる希望を育むとともに、結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目のない支援を行い、全ての子供の誕生から成長までを応援します。また、ことし2月から始まった子ども食堂事業を含め子供の居場所づくり、多世代との交流を進めていきます。

高校卒業までを対象とした子供医療費の無償化、疾病の早期診断と治療の促進、子供の生活習慣病予防対策などのほか、妊産婦健康診査及び不妊や不育症の治療に対しては医療費のほか交通費、宿泊費の一部助成を継続します。出産施設がないことによる不安を解消し、安心して子供を産み育てる仕組みとして安心出産サポートシステム、産後ケア事業を始めており、今後はその周知や利用を広げていきます。また、子ども・若者ケア会議を機能させ、児童虐待防止対策の強化を図るとともに、子供や若者が抱える課題に対応する体制を強化していきます。

教育については、まず英語教育の充実に取り組みます。新たに小学校低学年での授業も開始し、ALT2名体制のもと認定こども園から中学校まで切れ目のない英語教育の実践に努めていきます。平成30年度から実施してきた未来への挑戦、中学生英語研修を継続します。

認定こども園では、そうや自然学校などと連携し、自然の中で子供を育てる森のこども園を継続するほか、幼児教育の充実を図っていきます。

小中学校では、地域、学校、教育委員会が一体となった教育活動を支援するとともに、漢字検定や英語検定への補助、生活習慣病検診、フッ化物洗口、給食費補助を継続します。

小学校と中学校の校舎や学校のあり方についてですが、学校施設改修計画推進委員会が設置され、年末をめどに方向性を示される予定です。ここでの答申を踏まえ、校舎建設に向けた準備を進めていきます。寿スキー場は、ペアリフトにリニューアルオープンし利用者が増えました。今年度は昨年できなかったロッジの改修を行い、地域に誇れるスキー場として、さらに利用者が増加することを期待したいと考えています。

町民の生きがいとゆとり、潤いのある生活を支える社会教育は重要であり、4月から社

会教育主事の配置を強化しています。多様な企画や立案、運営などに専門性の発揮を期待し、町民のさまざまな活動を支援するとともに社会教育の充実を図っていきます。

最後、5点目、町民主役の町政運営についてです。

行政の情報をできるだけ多くの町民と共有し、住民参加を推進することが自治、まちづくりの基本です。まちづくりのさまざまな分野で積極的に住民参加を進めるとともに、地方創生総合戦略や総合計画で新たな展開を切り開いていきたいと考えています。

町民からの負託に応え信頼される役場づくりに努め、組織体制の強化、人事評価の充実、各種研修による人財育成、担当業務のマニュアル化を推進し、内部統制マネジメントの構築に取り組みます。行政システムや職員端末の更新に合わせ、一層の事務の効率化、セキュリティ対策の万全を期していきます。

平成29年度決算で実質公債費比率3カ年平均は0.3%まで引き下がりました。単年度では29年度マイナス1.6%、平成30年度はマイナス0.2%で3カ年平均ではマイナス0.3%となる見通しですが、今後の財政運営が一層厳しくなることを想定した行財政運営に当たっていききたいと考えています。学校施設や観光施設などの施設整備が課題となっていますが、中長期的な計画をもって健全な財政運営を継続し、最少の経費で最大の効果が得られるよう予算の執行に努めていきます。

また、公共施設については今後予想される人口減少や財政規模の縮減に対応できるよう公共施設等総合管理計画、公共施設長寿命化計画に沿った計画的な施設の修繕長寿命化、統合を行っていきます。

ふるさと納税については、ことしから行われる制度改正の趣旨に沿い寄附者の増加を目指すとともに、地場産品による返礼品目の増加に向けて特産品の開発や掘り起こし、さらには宣伝、周知の強化を図っていきます。

以上、今年度の主要な施策等について考えを申し上げました。

町民の皆様並びに町議会議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。

○議長（村山義明君） これにて令和元年度町政執行方針は終了しました。

ここで議場の時計で11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第11、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和元年度第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目について質問をさせていただきます。

それでは、地震、集中豪雨などの天災対策は大丈夫かについてお伺いをいたします。平成30年7月の西日本豪雨など、短時間に時間降水量50ミリを超えるような予想外の記録的豪雨や天災が全国各地で頻繁に発生しています。地震、集中豪雨そのものは自然現象であり、それ自体の発生を抑制することは困難ですが、被害を少しでも小さくする防災、減災の取り組みが近年一層重要になっています。そこで、本町における地震、集中豪雨を初めとする天災対策と住民への周知についてお伺いをいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の地震、集中豪雨などの天災対策についてのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

災害時における事前準備及び住民への早急なる情報伝達は住民の生命、財産を守る上で大変重要なものと認識しております。当町において大きな地震災害は開拓の時代から経験がありませんが、一般住宅における耐震性が不十分な住宅は全体の43%程度と推計されております。特に危険を伴う廃屋につきましても、危険廃屋解体撤去助成事業により補助され、その危険性の排除を推進しているところであります。また、第1回町議会定例会で一般質問のございましたブロック塀の安全対策につきましては、5月に再確認を行い、ご指摘のありました天端の補修を要するブロック塀につきましては既に天端が取り除かれたのを確認しております。傾きの見られたブロック塀につきましても所有者との相談を終え、補強を行うなど塀を低くするかの対処を建設課と協議の上行っていただけることとなっております。行政も含めて大きな地震の経験がないことから、地震に対する意識は希薄ではありますが、今後家具の転倒防止対策など住民に周知をしていく必要があると感じております。

集中豪雨における洪水ハザードマップにつきましては、平成27年度に住民配付されておりますが、これは50年に1度起こる大雨を想定したものであります。現在国から1000年に1度起こる大雨に基づくハザードマップの作成を指導されており、今年度実施予定の北海道の調査をもとに作成することを計画しております。また、公共施設等の標高を調査し、ハザードマップにおける洪水がどのくらい上昇するかがわかる看板の設置を実施したいと考えております。河川の氾濫における対策は、稚内建設管理部とも協議を行っており、昨年度は避難勧告に基づく防災行動計画の協議を行っております。

昨年度の胆振東部地震における停電災害の教訓として、個々の情報収集及び情報伝達の重要性を身にしみて感じたところであります。まず、住民における情報収集の手段として世帯ごとに防災ラジオ1台を配布することとしております。また、情報伝達の手段といた

しましては本定例会において防災用行政無線の整備のための補正予算を計上しております。これは、役場から個々の世帯に対して直接情報を伝えることが可能な装置であり、災害時の住民への情報伝達に大きな力になると考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

東日本大震災を教訓に各市町村は地震、集中豪雨などのハード、ソフト面を含めた総合的な防災対策に力が注がれています。また、近年地球温暖化により自然災害の発生率が高まり、その規模も年々激しくなっており、特に過去に例のないような局地的な集中豪雨が各地に甚大な被害をもたらしており、今後高度な防災対策が求められていると思います。

そこで、私たちは防災の取り組みをもっと近間なもの捉え、自助、共助の大切さを取り組みの核にして各地域に合った訓練をしていく必要があると思い、次の4項目についてお伺いをいたします。

1つ、ただいまのご答弁の中に避難所のお話が出てこなかったのですが、本町の避難所の整備状況と備蓄品の管理状況などについてお伺いをいたします。いつ起こるかかわからない地震、予想を超える大雨でのいざという時のために地域の防災計画を見直し、自助、共助、公助がうまく機能し、少しでも自然災害の被害が軽微になることを願ってお伺いをいたします。そこで、本町の避難所はどこを指定し、何カ所あるのか、またそれぞれ避難所は何名まで避難でき、避難経路は指定されているのか、さらにこれらの避難方法は町民に十分徹底できているのか、また地震、大雨発生時における衣食住の確保は基本的な課題であるが、町の食料などの備蓄品の管理状況や数量についてはどのような考え方がもとになっているのかお伺いをいたします。

2つ目として、災害時のペット対策についてお伺いをいたします。我が家にも小さな小型犬を飼っておりますが、近年犬や猫などのペットを飼い、家族の一員としてともに暮らす方がふえています。東日本大震災ではペットが飼い主と離れ離れになったり、自宅に置き去りにされたまま死んでしまうケースも多くあったそうです。また、避難所においても放し飼いや夜間の鳴き声によりトラブルが発生するなど多くの課題が浮き彫りになりました。こうした中、国は2013年、災害時に飼い主とペットが同行避難することを原則とし、またペットの受け入れが可能となる避難所の整備を自治体に求めるガイドラインを作成しましたが、2016年4月の熊本地震では東日本大震災と同様に飼い主と離れ離れになったり、自宅に置き去りにされたペットが多く発生、またペットと同行避難したもののペットの飼育区域がコーナーに設けられていなかったため受け入れ拒否されるケースもあったと聞いています。地震、水害などの災害発生にペット対策をどのように講じるかは危機管理上も避難運営上も大きな問題と考え、以下の質問をいたします。地域防災拠点や避難所へのペットの同行避難対応についてのガイドラインや避難訓練をどのように考えてい

るのか伺います。

3点目、防災訓練について伺います。今年度の防災訓練などの計画はどのようになっているのか。また、道は5月30日、胆振東部地震を受け、厳冬期に同規模の災害が発生すればさらに被害が広がるとの指摘を受け、大地震など自然災害を想定し、厳冬期の防災訓練を来年1月下旬にも初めて行うことを決定しました。私は、積雪寒冷地という本道の最も厳しい環境下での災害への備えを町民一丸となって進めることも重要な対策と考えますが、町長の見解を伺います。

4番目、最後に小中学校における防災に対する学校教育と地震発生時の対応について伺います。東日本大震災において多数の子供たちのとうい命が失われたことは周知のとおりですが、中頓別町の将来を担う子供たちにあらゆる危険からの命を守る教育は重要、必要不可欠と思います。既に危機管理につきましては学校内外での安全な環境づくりに努めていることと思いますが、今後起こり得る自然災害に備えた教育も必要と思います。特に教育現場と家庭との連携した防災教育が大切と思います。自分の安全はみずから守る、将来を担う子供たちの防災教育は地域の人材育成、人づくり、そして災害に強いまちづくりとつながると思います。そこで、教育長に災害から守る教育についての見解を伺います。また、地震はいつやってくるか予想できません。小中学校での授業中に地震が発生した場合の避難マニュアルなどは整備されているのか、またその内容についても伺います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 済みません。質問が多岐にわたるために、もしかしたら落とす場合もございますので、そのときにはご指摘いただきたいと思います。

まず、避難所の部分につきましては当然防災計画のほうにも載っておりますが、平成27年7月に全戸配布しました洪水ハザードマップ、この中に避難所については指定してございます。防災訓練の時点でも避難の経路については、皆さんと共有しながらの実施を行っていくと、これがあるので、各町内会の皆さんのご協力もいただきながらというふうに考えているところであります。ただし、避難所につきましては先ほども申し上げたとおり50年確率でハザードマップは成立されております。1000年確率のときにこの避難所がどうなのかということが非常に我々も苦慮しているところということで、今後の課題というふうに考えております。

それから、食料品、備蓄品の管理という部分でございますけれども、こちらのほうでも備品の管理台帳をつくってございます。今のところ、計画的に備蓄をしていくというふうな考え方で押さえて整理をしていると。最終的には3日分程度何とかできればいいかなというふうには思っておりますけれども、そこまでできるかどうか現在やっているところだということでございます。

それから、まだ避難所部分もあったと思いますけれども、段ボールベッドなんかも段取りしながら進めていきたいというふうな考え方を持っているというところですよ。

ペット対策につきましては、大変申しわけありません。今のところ検討していないとこ

ろでございました。これにつきましては、今後の課題として検討していきたいというふうに考えてございます。

防災訓練、ことしはどのようにしていくかというところでございますけれども、昨年の胆振の部分ではやっぱり避難所の部分が非常に問題となっていたというところもございまして、その辺の部分はうちの職員も2名向こうのほうに支援として行っていますけれども、そういったような状況もちらっと伺ってきたということもございまして避難所の運営についてしっかり訓練とあわせてやっていきたいというふうな考え方を持って進めていきたいというふうに考えております。

なお、住民におきます自主防災組織についても今年度しっかり検討していきたいというふうに考えてございまして、この間の自治会連合会総会にもちょっとお願いをしまして、自主防災組織を順次つくっていききたいというふうなお話をさせていただきました。その結果としましては訓練時だけではなく、その前に事前に会議を開いてもらって説明をしていただいて、どういったようなものが自主防災組織になるのかというふうな部分をぜひやってほしいというふうに言われておりますので、それについては行政としてもしっかり対応していきたいというふうに思っています。特には要支援者の部分の避難、その辺の部分について協力をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、小中学校における対策としましては、今年度1日防災学校ということで小学校のほうで開催をしていきたいというふうに考えているところでありまして、あと細かい部分については教育長のほうからお話があると思いますが、そういった部分で子供の方々にもしっかりとその防災意識を持ってもらうような学習会を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 細谷議員の質問に対して答弁させていただきます。

まず、学校における防災教育についてですけれども、火災を想定したものと地震を想定したものの、これは毎年のように行われていると私は認識をしています。火災については消防署の指導、地震については消防署に来ていただいているときもあれば、学校だけでやっていることもあるかと思っておりますけれども、ここで地震が起こったら窓側の者は離れます、通常は椅子の下に頭を隠します、ドアをあけます。これが基本的な対応です。その後、体育館やグラウンドに逃げる、こういうような指導が徹底されていると私は認識しています。

それから、災害から子供たちを守る防災教育という意味では、1日防災学校を予定していますということをお話を申し上げようと思ったのですけれども、総務のほうから話したので、これについてはこういうことを想定しています。ただ、ことしは小学校なのですけれども、来年度は恐らく中学校をやってもらうことになると思います。もう少し具体的に申し上げますと、防災に係る事業といいますか、社会科とか理科等で例えばハザードマップであるとか、避難所はどこにあるとか、台風が接近したときのことなどについて学習をします。その後、避難訓練を行います。そして、防災講話、これは地震であれば地震、

水害であれば水害等の防災講話になると思います。その後先ほどもお話がありましたけれども、いわゆる避難所の体験。段ボールベッドであるとか、炊き出しをつくって実際に給食のかわりに食べる、こういうようなことで実際に避難所に行ったときの生活等についてシミュレーションするような形で防災学校を予定しております。ただ、学校にいるときに何か起こったときには学校で対応しますけれども、家庭にいるときはやはりどうするかというのは、そこは非常に極めて難しい問題、それから登下校中に起こったとき、これも非常に大きな課題になっています。何かあったときには、近くの建物に逃げるとというのが一番かと思うのですけれども、そこは壁から離れる、子供たちで安全な場所に行動する等日ごろから子供たちに指導していかなくてはならない事項だというふうに思っていますと同時に、これは大きな課題であるというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 申しわけありません。1点多分忘れていたと思います。厳冬期の対策ということでございます。

厳冬期の対策につきまして、やはりこれは重要な課題だなというふうに認識してございます。昨年北見市の厳冬期訓練がございまして、これ多分テレビ報道もされたと思います。うちの行政のほうから1名、それから消防のほうから1名出していただきまして、どういったものかというところをまず訓練をして、今後の対策のほうに振り向けていきたいというふうに考えて派遣したというところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、1点だけ再々質問させていただきます。

避難所のほうは大体理解できたのですが、避難所での生活での安心した暮らしについて1点ほどお伺いいたします。災害時に人々はさまざまな困難に直面しますが、男性と女性ではその困難の質や度合いに私は大きな違いがあると思います。東日本大震災では、高齢者、障がい者とともに乳幼児や妊産婦など多くの女性が厳しい状況に置かれたそうです。特に避難所では限られた空間の中に多くの人が暮らすため、衛生面やプライバシーの問題から心身の健康を害する人も多く出たそうです。男女のニーズの違いや子育て家庭などのニーズが配慮されず、必要な物資や支援がされなかったり、女性や子供への暴力が起きるなど、女性への心身の負担が非常に大きくなるのが指摘されています。また、避難所で女性が直面する問題はプライバシーや衛生問題など生活面に関するものが多々あったそうです。そこで、町として女性などが避難所生活で安心して暮らせるために次の項目についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

1つ、女性や高齢者、乳幼児のいる家庭などの快適な居住スペースの確保。2番、男女別の仮設トイレ並びに更衣室の確保。3番、女性用洗濯物の干し場の確保。4番、乳幼児のいる家庭に配慮した授乳スペース、育児スペースの確保。以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） それでは、避難所の運営ということだと思いますが、これについてご答弁申し上げます。

まず、今年の避難訓練、これが町民と一体となってやる部分については中止になりましたけれども、実は職員の机上訓練ということで避難所の運営訓練を実施しています。それにはカードがありまして、こういった人が入ってきた、こういった人が入ってきたというふうに入を入れていくかというふうな訓練を職員間で机上訓練をしまして、その後反省会をしたということで、職員のほうもしっかり避難所の運営に関して勉強してきたということです。それを今年度、避難訓練で生かしていければなというふうに思っております。

それから、まず男女の部分の休憩スペースということでございますけれども、ある程度プライバシーを整理できるよう今段ボールベッドのほうをご準備したいというふうに考えているところであります。それから、トイレにつきましても今後の課題というふうになるかと思っておりますけれども、簡易トイレをどのように配置していくかということも避難所の運営の部分に出てくると。更衣室等という話もございました。今年度はパーティション等を設置したり、あるいは今年のたしか停電のときもやってみたと思うのですけれども、小型の室内テントみたいなものを準備して、その中で生活できるようなという形で準備させていただきました。そういったものを利用できるかなと。これについては、先ほどお話しされました授乳スペースの部分につきましても同様の対応が可能かなというふうに思っております。

それらも含めて今後の避難所の運営に関して、まず実際にやってみないといろいろな面で不都合等ある可能性があると思っておりますので、今後の訓練の中から反省点を見つけ出しながら随時整理していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、最後にご答弁は要りませんが、防災のまちづくりには従来の男性主体によるものではなく、仕事や子育て、介護を担うコミュニティーを実際に支えている女性の視野を反映させることが今後私は必要ではないかと思っております。そして、緊急な災害においても男女が共同して災害復興に対応できるよう日ごろから家庭や地域、職場などでの男女がともに支え合う地域づくりに努めることが重要なことではないかと私は思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） それでは、受け付け番号2番、議席番号1番、高橋が質問をいたします。質問2つございます。

1問目から、まず国保税の子供均等割の減免についてということで、今年度も国保税の値上げが実施されましたが、いわゆる保険者が道に移行してから毎年値上げされている状況であります。本町が赤字解消の計画を策定する対象市町村に含まれていることは承知し

ておりましたが、均等割のうち子供、18歳未満の均等割について減免するお考えはありますか。伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の国保税の子ども均等割の減免についてご答弁を申し上げます。

国民健康保険税の賦課限度額につきましては、国基準に合わせここ数年増額となっておりますが、当町の国民健康保険税の税率等の増額につきましては平成18年度の改正以降、税率改正については行っておりません。また、当町におきましては平成28年度までの赤字解消分としての一般会計からの法定外繰り入れにより赤字解消の計画策定対象町村からは外れております。

平成30年度から始まった国民健康保険制度の都道府県広域化による国のガイドラインでは、市町村間の保険料、減税の違いなど、市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、将来的に保険料水準の統一を図ることとされ、北海道におきましても北海道が道内市町村と協議しながら作成した北海道国民健康保険運営方針では被保険者の負担の公平性から、将来的には道内どこの地域に住んでも所得水準、世帯構成が同じであれば保険料も同じであることを目指すとされていること、また当町におきましては保険者努力支援制度の効果的な活用により、国民健康保険税の増額を据え置いて道への納付金を納めている状況であることから、現時点では町単独での独自の減免制度を設けることは広域化の趣旨にそぐわないというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 全国では、まずまだ数少ないところではありますけれども、減免措置をとっているところもあるというふうに伺っております。そういうことも考慮に入れながら今後の保険行政、健康保険税に関する要望を進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、第2番目の質問に移りたいと思います。自立的農業の育成についてということで、今日の中頓別町の農業を取り巻く環境は一段と厳しくなっているように思います。特に酪農はTPPやEPAといった関税撤廃の動きが将来不安の原因とされています。このような中で、現在中頓別町ではブドウの試験栽培に見られるような他品目の生産研究、なかとん牛乳製造に見られる付加価値化といった取り組みがなされていますが、農水省でも近年農業女子プロジェクトを立ち上げているように女性の農業進出を後押ししています。そういう面で、当町でも女性の農業進出を後押しするようなプロジェクトを計画できないか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 自立的農業の育成についてのご質問にお答えを申し上げます。

なかとん牛乳の製造は地域内の生産物を活用した6次産業化の推進として醸造用ブドウの試験栽培は新たな特産品の開発に向けた試験研究として位置づけ実施しているところで

す。本町は、酪農を基幹産業とする地域であり、酪農業の振興に重点を置いた施策を進めている状況にあります。高齡化、後継者不在等を理由にした経営離脱により生乳出荷戸数も32戸になるなど生産体制を維持していくことが非常に難しくなっております。

このため、農業後継者や新規参入者等、男性、女性を問わず担い手の育成、確保は重要な課題であると考えており、青年層の農業者の見聞を広げる目的で農業後継者（担い手）技術向上対策事業を実施し、他地区の先進的な事例を視察するなどの取り組みも進めておりますが、全体的に参加率が低い実態にあり、開催時期等の調整を図るなどの対策を検討しているところです。

他地域では特に6次産業化の分野で女性農業者が活躍されている事例は多々あります。女性農業者が生き生きと農業に従事し、活躍される姿は地域の魅力を高めることにつながると考えておりますので、今後関係者と協議し、本町でどのような取り組みが考えられるか検討していきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 今後の取り組みということで期待したいと思っております。聞くところによりますと、大ざっぱな数字でありますけれども、現在道内の例えば大学の農業関係の学生の割合からいうと大体7割が女性だというふうに言われております。大体7対3で女性が多いということもあります。それで、今町長がおっしゃられた特に基幹産業である酪農という位置づけでありますけれども、酪農に限らず特に近年畑作というふうなところにも興味を持っている女性が多いというふうに聞きます。そういうことも考慮しながら取り進めていただければありがたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで高橋さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3、議席番号2番、長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 受け付け番号3番、議席番号2番、長谷川でございます。私から2点ほど質問させていただきます。

まず、1問目、自然環境保全についてですが、平成29年12月定例会でも私が質問させていただいた件であります。町を流れる河川での外来種対策についてであります。頓別川や兵知安川とその支流における在来種と外来種の関係性を生息調査や駆除について当時町長からのお答えでは、これまで町として深く議論されたことはないと思われ、まずは実態を把握した上で基本的な考え方を整理しなければならないと考えますとお答えをいただいた河川の外来種に対する取り組みについて2年が経過し、その実態把握や調査、基本的な考えの整理はできているのかお伺いします。

また、特定外来生物（植物）についても決算審査特別委員会等で指摘させていただいておりますが、町内各地で生息どころか繁茂、範囲の拡大が目に見えるところであり、対策なくして駆除などできるはずもないわけですが、対策を講じるお考えはあるかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 長谷川議員の自然環境保全についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成30年度におきましては、生息調査の事前調査としまして文献調査や今まで実施してきた生息調査、聞き取り調査の状況を把握した上で今後の対応を検討してきたところであります。

現時点で把握しております頓別川及びその支流の淡水魚は、トゲウオ科イトヨ、トミヨ、イバラトミヨ、エゾトミヨ、サケ科のヤマメ、ニジマス、イトウ、カラフトマス、サケ、ドジョウ科のフクドジョウ、コイ科のウグイ、エゾウグイなどとなっております。

平成13年度に実施された聞き取り調査では、昭和35年ごろにはハナカジカやドジョウ、源流部ではイワナも見られたが減少してきているとの話でありました。その原因として考えられるのは、河川改修や酪農が盛んになり水質が悪化したためであろうとの推測となっております。水質の状況は平成25年度から頓別川水系の水質調査、パックテストを継続して実施しており、広報で住民周知をしておりますが、大きな変動は見られず、基準値内の数値であることを検証してきております。これは、河川改修においても環境の保全を優先する工法が義務づけられたこと、酪農の堆肥処理が推進され、例年北海道とともに指導、確認を行ってきたことに由来するものと考えられます。文献調査の中ではニジマスが外来種となっておりますが、その影響がどこまでかというところは専門家の意見も交えて調査を行っていく必要があると考えており、今後できるだけ早く体制をつくりたいと考えております。

近年外来種の駆除としましてはブラックバスが有名であります。繁殖力の面からニジマスは在来種に与える影響が少ないとの意見もあります。しかし、イトウの減少、川底の虫の数に影響を及ぼし、昆虫や鳥類に影響を及ぼす可能性があるとも言われており、今年度につきましては町内の釣り人の協力を得ながら情報提供をいただき、生息状況の実態調査を実施していきたいと考えております。

植物における特定外来生物としては、オオハンゴウゾウが指摘されているところであり、その繁殖力が危惧されているところでもあります。昨年度は旬報により、特定外来種であり繁殖力が強く在来種を凌駕する旨を広報し、その駆除にご協力をいただいた事例もございます。開花時期は7月から9月ごろとなっており、今年度はその生息分布を確認していきたいと考えています。植物の駆除に関しましては、土地所有者の協力が必要不可欠でありますので、今後も適切な時期に広報を行ってまいりたいと考えております。また、町有地における生息も見られたところでありまして、駆除の方法を試験的に実施してみたいと考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 今のお答えについて再質問いたします。

まず、川の話です。繁殖力の面からニジマスは在来種に与える影響が少ないという意見もありますということなのですが、ニジマスの生体を見ると日本の侵略的外来種ワースト100というのに毎年入っており、要注意外来生物ということになっております。繁殖力が低いというのは、多分養殖された一代雑種、F1系のものが管理釣り場などに放流されて残ったもののことを言っているのではないかなと私は認識しますが、その辺はいかがでしょうか。それから、北海道でも国立公園内、知床半島でも幾つかの河川ではニジマスの侵入により生息域が奪われて、在来種のおショロコマの生息が確認できなくなっている。また、せたな町良瑠石川では残留型サクラマス、ヤマメを駆逐してニジマスが優先種となっているとの報告もあります。文献調査だけではなかなか本当のというか、本来あるべきニジマスの脅威というのがわかっておられないのかなと思います。なので、生態系の調査、統計には長い時間がかかりますので、早急な対応をしていただきたいと思います。

それから、特定外来植物のほう、オオハングウゾウの防除についてなのですが、特定外来生物の防除を行う場合、防除を行う旨とその実施方法等について主務大臣の確認、認定を受けることで計画的でスムーズに防除が実施できるというところなのですが、環境省、環境大臣への確認、認定に関する申請についてお考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） まず、河川の部分、淡水魚の関係でございすけれども、確かに議員がおっしゃるとおりニジマスの繁殖力というのは今の段階ではよく把握していないというところがございます。去年は文献調査をして今の水系にどのような魚がいるのか、存在するのかというところを調査をさせていただきました。今年度につきましては、釣り人の協力も得ながらどういったような生態系が見られるのかというところを具体的に調査をしていきたいと。ただし、協力かげん、住民に協力をしていただこうと思っておりますけれども、住民の協力の部分でも少し少ないようであれば、来年度も実施していかななくてはならない可能性もありますし、次年度に向けては専門家のご意見、それも聞きながら、あるいは必要に応じては生態系の調査です。これも実施していかななくてはならないのではないかなというふうには今現在考えているところと、そういったところで段階を踏みながら進めていきたいというふうに考えているというところがございます。

それから、植物につきましては、計画を出せば除去可能というふうな話でございす。確かに特定外来種につきましてはアライグマ等も防除計画を組んでございす。それで実施してきているというところがございます。いずれにせよ特定外来種については駆除することが可能というふうになっておりますので、法的に必要であればそういったものを策定していきながらやっていきたいということとあわせて、住民の協力も必要だということをお大きく出していきながら旬報、広報等で周知していきたいというふうに考えているところと。今年度につきましては、まず分布調査を実施して行って、どの程度なのかというところをちょっと見て行って、町の所有の土地であれば防除もどんなふうに行うことができるかというところをやりながら住民周知をしていきたいというふうに考えているところです。

前回、たしか長谷川議員のほうからお話が出たのが岡本ノ沢ということだったような気がしますが、前回ちょっと回って見てきました。確かにオオハンゴンソウだと思われる植生が見られました。開花時期が7月から9月ごろというふうになってございますので、そのころを目がけまして分布調査しながら対策も検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 自然環境保全については、私からは以上でございます。

将来的に中頓別町の売りである自然をあるがままの姿で残していくために今から手をかけないというのではなく、アクションを起こしていただきたいと思います。

続きまして、2問目、健康寿命を延ばす対策についてお伺いいたします。健康寿命とは介護を受けたり、寝たきりになったりせず日常生活を送れる期間であることは言うまでもないのですが、北海道の健康寿命は男性で2013年度71.1歳、2016年度72.0歳、女性で2013年度74.4歳、2016年度73.8歳とのことであり、健康を害した形で男性は約8年、女性は約12年間も不健康な形や身体機能を制限された上で生活されているということになります。QOL、生活の質を低下させながらの生活を余儀なくされているのは言うまでもなく、健康で文化的な生活を長く送ることこそが予防医療や保健福祉の重要課題と考えるが、我が町の今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 健康寿命を延ばす対策についてのご質問にお答えいたします。

当町では健康に関する計画健康なかとんべつ21を策定し、その計画に基づき健康寿命の延伸と健康格差の縮小について事業を行っております。また、後期高齢者の脳血管疾患、心疾患、糖尿病性腎症といった生活習慣病の治療の割合が高いことから健康寿命の延伸にはその発症予防と重症化予防が重要になると考えています。健康で文化的な生活を長く送るため、生涯を通じた健康づくりを進めていきます。

今年度は、生活習慣病の重症化を予防するため後期高齢者に対しても健康診査等の受診勧奨や糖尿病性腎症重症化予防事業、歯科健康診査を実施します。また、高齢者を対象とした運動機能低下を予防するため実施してきたロコトレ教室やたいそう元気会に加え、町立病院理学療法士、作業療法士による個別指導、健康運動指導士を養護老人ホームやデイサービスセンターへ派遣し、健康運動プログラムを実施するなど少しでも長く健康な生活を送れるよう事業を拡大して実施していきたいと考えています。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、今のお答えについて1点だけお伺いいたします。

まず、健康寿命という中で一番制限されてくるのが歩けなくなることだと私は思っております。1日5,000歩、6,000歩というのが平均的な成人の歩行数となっておりますが、これが1日一歩でも歩けなくなったことを想像するともう自由、移動範囲がなくなるということで大変困ってしまうこととなります。そこで、ウォーキングということが

とても大事なのですが、中頓別町ではヘルスロードなどの設定をするおつもりはあるか。交通事故に遭わないような道を設計してウォーキング指導なども取り組めたらよいかと思うのですが、健康づくりの一端としてそういうことができないかどうかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 今のご質問にお答えしたいと思いますが、今言われたヘルスロードです。町の中ということですね。だと思えるのですけれども、今現在としてはちょっとそういう計画としてはございませんでした。今後につきましてどういう形がいいのかということも含めて検討していきたいと考えています。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） ありがとうございます。町の中といっても車が走っているような場所はなかなか大変だと思うのですが、近年築堤維持管理で舗装がかかって大変いい散歩コースなどもできております。散歩コースと言ったら怒られるのかな。維持管理のための道路が舗装になっているというのが実情だとは思いますが、その道を使わせていただいたり、少しでも季節を感じるだとか、そういうことが生きがいにつながって、長く健康であっていただきたいと私は考えますので、計画のほうよろしくお願いします。

私の質問は以上でございます。

○議長（村山義明君） これで長谷川さんの一般質問は終了いたしました。

昼まで多少時間ありますけれども、半端になりますので、これで議場の時計で1時まで休憩にしたいと思います。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、一般質問を続けます。受け付け番号4、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） 受け付け番号4番、議席番号6番、星川です。今回、私は1点のみの質問をさせていただきます。この質問は、今回の私たちの議会の選挙がありまして、その中で町民といろいろと懇談をして歩いた結果、このなかとんべつ観光まちづくりビューローの運営についてやはり町民からの声が多々、多々上がっていましたので、このことについて質問をさせていただきたいと思います。

それでは、質問させていただきます。一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローの運営についてでございます。町民からの声で各施設の利用、使用単価が高いため利用参加させることができないという声が多数上がっています。そこで、次の3点についてお伺いします。

まず、1点目、温泉、コテージ、自然学校、もうもうなどの施設、その前年度4月、5月と新組織となった今年度4月、5月の利用者数及び町内利用者と町外利用者の数値はど

のようになっているかお伺いします。

2点目、DMO組織の社員3名として出資金または基金として今後積み立てる考えはないのかお伺いいたします。

それと、最後に3点目、これは町民からの声からもです。本当に施設の利用者目線は町民なのか、町外者にあるのか、これは本当に町民がひしひしと不審がっていたのを質問させてもらいます。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員のなかとんべつ観光まちづくりビューローの運営についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、事前配布には書いていませんでしたけれども、町民の方からの施設利用の単価が高いという話については、今もっと利用しやすい料金へということでの見直しを行ってもらうようお願いをしているところであります。

まず、1点目でありますけれども、なかとんべつ観光まちづくりビューローが現在管理運営している施設における前年度4月、5月との利用見込みの比較は別紙資料のとおりとなっております。ピンネシリ温泉については前年比41.8%と半分以下の利用にとどまっております。コテージにつきましては、110.2%と1割ほど伸びております。そうや自然学校につきましては57.5%と前年比4割強の減少となっております。もうもうについても35.7%と前年比3分の1強の利用にとどまっているということでもあります。

2点目でありますけれども、既存施設の管理運営が軌道に乗るまでの間は現行の社員3名体制を進めることを基本とし、社員の増員及び基金の増額等の対応については今年度中に方向性を検討していく考えとされているところであります。

3点目、各施設については町民の方にも町外から訪れる方にも喜んで利用していただける管理運営に努めるよう、町として指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいます。

今町長の答弁の中で先に今年度料金の見直しを今せよということを行っているということでしたので、私はそこを聞いたかったわけなのです。この裏面にありますように施設毎の利用者数の対比で今年度ぐんとう落ちてきているのです。コテージはリニューアルオープンして快適なということで利用者もふえているかと思えますけれども、ピンネシリ温泉は言うまでもごとく1月、2月から料理長がいなくなり、その結果4月以降新しい料理長、支配人兼料理長といいますか、その方一人で賄っていましたから、なかなか評判もいまいちだったと思えますし、5月に入ってから新しいもう一人コックですか、入ったようですが、ここに来てまた利用者から苦情があるのです。やはり今行っても、食事に行っても、食券を買っても、その品物がもうきょうはありません、そういうような施設です。そのような施設に何でお客さんが行きますか。これは、確かに支配人兼料理長がやはりこ

の食材を少な目、少な目に買ってきているということしか考えられない。利用者をちょっとたしなめているというか、本来であればちょっと具材は余るぐらいな程度でお客さんがやっぱりどんと来て利用してもらうのが本当のこの娯楽の施設でなかろうかなと私は思いますけれども、その点も今後やはりもっと内部で検討して改善してもらいたいと思います。

それと、食事の件なのですけれども、ここに来て新たな、それは会社の運営方式かもしれませんけれども、食堂の厨房の前へ行って食事をするというような今システムになっていますよね。昔みたく小上がりというのですか、座敷では一切お客さんはそこで食事をできない。お風呂に来られた町内の方々なんか弁当を持ってきて食べるのはいいということなのですけれども、やはり利便性が悪い。何でそこまでお客さんを奥のほうまで連れていくのか、それであれば逆に私は考えるのは左側にあるスペースありますよね。あそこで何もお客さんを食事提供できるのではないかなと。聞いたら、そこまで運ぶのが面倒くさいという従業員です。そういうことは決してあっては私はないものだと思っておりますし、そこら辺を内部で検討してもらいたいと思います。

それと、そうや自然学校、それから食彩工房もうもうですか。これは、本当に町民からしつこくお願いされました。春休み、4月、要するにもうもう、いろんなそうや自然学校で体験ツアーありますよね。それまでは1名1日何百円単位で参加できたのが1,500円、その事業によって、内容によってはちょっと高価な2,000円とか、そういうことにもなっております。今まで子供1人、2人一家で行けたのがやっぱり3,000円、4,000円出してまでその行事には参加させられない。中頓別町の住民であれば、何でこんな高い単価に設定しているのかという町民からの苦情です。もうもうもそうです。子供3人、そしてその奥さんがパンづくりに子供を連れて行きたいと問い合わせたら、7,000円パンづくりにかかると。一家で奥さんが子供にやっぱり体験させてやりたいという思いで問い合わせたところ7,000円ですよ。今まで2,000円もかからなかったのが何で7,000円。確かに仕組みが今度変わってきたから、そういうような単価になったのだろうかと思っておりますけれども、7,000円も出してパンをつくるのだったら、7,000円あったらおいしいパンを買ってきて食べたほうが住民は喜ぶところなのです。やはり子供にそういう体験をさせてやりたいという思いがあるから、今までそうや自然学校、それからもうもう、そこへ行っていろんな体験をさせてやりたいというのが親の思いですよ。それがこういう高価な利用単価であれば行かせたくても行かせられないのが実情です。

これは、今までやはり町民目線ではない、町外目線でないのかなと言わざるを得ません。料金設定を今後開拓するということですので、その点今後ともよろしく願いいたします。これは、3月の定例会ですか。いきいきふるさと常任委員会でも意見として町民価格設定、低価格をやはり常任委員会でも町民目線で低価格をお願いしていたところだと思っておりますので、今後ともこれはよろしく願いいたします。

それと、2点目のDMO組織の社員、この3名、町長とは言いません。これは小林生吉さん初め、あとお二人ですよね。この方々に今後この観光まちづくりビューローを運営していくためには、私はやっぱり出資金または基金として積んでいくのが会社として当然ではなかろうかなと思っております。基金も積まない、出資金も積まない、赤字になったら全部長期負担です。今の現状を見ていけば、利用者数は減って、職員数はふえているか横ばいかわかりませんが、その従業員の労賃もかかります。収入もないのにそういう支出ばかりふえていけば、当然赤字経営ですよ。これは、だから従業員にすれば大した努力もしないで赤字になれば町が出してくれるのだからいいのだというような感覚で物事を捉えていってもらいたくないという思いでございます。そのためには、社団法人ということでやっぱり何らかの形で出資金、基金を私は積んでももらいたと思います。

それと、この社団法人の社長小林生吉氏ですけれども、今後ともこの社長小林でいくのか、私はこの行政からそちらのほうに基金が行くということになれば、やはり行政が町長にといいますか、小林生吉氏になるのですけれども、そこにお金を出すというのはちょっと私は合点がいかないというか、ちょっとおかしいのではないかと。これが小林生吉町長が任期中はいいです。これが万が一変わった場合、この会社はその新しい町長になるのか、ならないのかでこれはやっぱりこの運営が変わってきますよね。そうであれば、今のうちから町長がその会社の社長ではなく違う人を私は社長にすべきではなかろうかなというふうに思っております。そこら辺をあわせて質問をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） お答え申し上げます。

まず、温泉につきましてはいろいろ利用者の数もちょっと把握が難しいまま、始まって間もなく新しい料理人がいろいろと苦労してやっていただいておりますけれども、食材の調達に関して今のところ週1回とか少ない回数で最初運用していたところもございまして、そういったところでメニューのうちの何品かが食材が切れてしまったということがあったというふうには聞いております。本来であればあらかじめ食券を買う前にきちんとお知らせをするような体制ができていればよかったですと思いますけれども、ちょっとそのような状況になったということで大変申しわけなく思っております。

あと、食事の場所についてなのですけれども、これは最初に長い距離を運ぶのが面倒くさいというところが従業員が言ったかどうかちょっとあれですけれども、もともとちょっと長い距離、そんな距離はないかもしれないのですけれども、あの距離をでき上がったものを運んでいくということになるべく避けて短い距離でお渡しをするような方向で進めようということで、新しい料理人が来てちょっとそういうお話し合いをしながらああいう形で整理をしたということで、あそこに券売機も設置をしまして、あそこでなるべく完結をしてみようということでスタートしたというところでございます。

今後の運用において、いろいろ不便なところがありましたら、随時検討することにはなるかと思っております。

利用料金、次です。自然学校、もうもうの利用料金につきましてですが、料金改正する前にはもともと自然学校も教育的な観点をちょっと色濃く料金設定されたところもあったのかなというところで、ある程度の負担を町で持ってきたような形で、本当に利用しやすい料金体系で運営してきたというところであったかと思いますが、今回の社団法人のその受託者の委託とあわせて直営ではなくなるということも少し踏まえまして必要経費も若干ちょっと見ていろいろプログラムの見直しをしながら料金設定をちょっとしてやってみたところでございますけれども、4月、5月の利用者数が始まって2カ月というところで今回ゴールデンウィークの長い期間ということもちょっとあったのかもしれませんが、いずれにしても利用しやすい料金という観点ではもう少し協議が必要かと認識しておりますので、この辺は議員ご指摘のとおり協議をしていきたいと思っております。

DMOに関しては、町長のほうからお答えをお願いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今温泉の関係について永田参事のほうから回答させていただいてますけれども、決して職員の面倒くさいとかということではなくて衛生上の観点と、それから奥のほうで食事をしていただくほうがより快適性を高めてというような視点の中で運用をしてきているというところだというふうに私は認識しております。いずれにしても利用者の声をよく聞いて体制を整えるようにしてもらいたいなというふうに思います。

DMOの組織は先ほど答弁申し上げましたように、長くこのままでいいという認識は持っておりません。とにかくスタートをしっかりと切るという意味で私が代表理事として今ついている体制をとっておりますけれども、それが長く続くべきだという認識は持っておりません。一定しっかり運営体制が整っていけば純粋に民間の方になっていただくというのが望ましいというふうに思っているところです。出資金等につきましては、町のほうで今500万円ほど積み立てをいたしましたけれども、少しずつ収益として積み上げながらDMOの運営がより柔軟に対応できるような形をとっていきたいというふうに考えておりますし、出資金というのも可否も含めてご指摘のとおり今後検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） わかりました。今永田参事、町長の答弁でわかりましたけれども、このそうや自然学校、食彩工房もうもう、ピンネシリ温泉等々はこの少ない中頓別町の子供たちがやっぱり利用できる施設なのです。自然学校、もうもう、そこへ行っているような体験ができる施設なのです。そのためにやはり私はつくったものだと思っておりますし、それであればもっともっと安い単価で子供たちが自然学校へ行って体験できる、また組織も変わって新たなメニューがどんどん、どんどんふえているとは思いますが、この田舎で、この小さい町で、小さい少人数でやはりこの自然を満喫してもらいたいための自然学校だと思っておりますし、またあわせて食彩工房もうもうもいろんな素材でいろんなものをつくる、親子でやはりそういうところを利用してもらおうのが一番いい施設だと思いま

すので、今後とも町民目線でやはり使いやすい低価格、これは町がちょっと手出ししても私はいいと思います。お客さんが来ないで赤字を出すぐらいなら、やはりもっと子供たち、お父さん、お母さんに喜ばれて使ってもらえるぐらいの施設に私はしてもらいたいと思いますけれども、今後ともその点十分協議してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号5、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号5番、議席番号4番、宮崎です。小林町政の2期目に当たり所信表明と執行方針から主に以下の点について質問させていただきたいと思いません。

所信表明は、町長の決意表明であり、冒頭で職務を全うするという覚悟を示されましたが、たった1日の選挙戦でさえ戦うことができないほどの健康問題を抱えていたことから、まずは本当に再度4年間誠心誠意町民の負託に応えるということに対して何の不安もないのか伺います。

また、所信表明では人口減少や景気後退、地方自治をめぐる問題等について触れられておりますが、中には全町ブロードバンド化の実現や人材育成、行政組織体制の強化と事務の改善なども掲げられております。全町ブロードバンド化というのは、光回線の普及など快適なインターネット環境を提供することと思いますが、具体的にどのような対応をお考えなのか、実現の見通しはあるのか。

執行方針の観光面ではDMO組織と行政が一体となって観光づくりを進めていくとありますが、一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローは日本版DMOや、その候補法人などに登録されたのでしょうか。

観光施設の再整備についても言及されておりますが、町民としては特に温泉施設の改修や移転、根本的に維持すべきものなのか気になる場所であると思っておりますが、町長はいかにお考えでしょうか。

公共交通の確保では、バスダイヤ見直しは今後も予想されており、町独自の移動手段も考える必要があるのではないのでしょうか。

住環境の整備については、特に民間賃貸住宅の増加によって町営住宅等の空室が以前に比べてかなりふえておりますが、この状況は健全なのでしょうか。1戸や2戸ぐらいの余裕は必要かもしれませんが、家賃3万円近い独身者住宅などが幾つもある、家賃収入は減る一方で、町職員の住宅手当は大幅に増加しております。町の住宅事情について、再度見直しをかける必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

執行方針5、町民主役の町政運営では行政の情報をできるだけ多くの町民と共有し、住民参加を推進することが自治、まちづくりの基本であるとされておりますが、その基本をないがしろにしているからか新たな展開を切り開こうとしてもうまくいかないのではないのでしょうか。観光や6次産業化の取り組みも多くの町民に理解されていないのは明らかで

あり、情報共有の重要な場面である議会の傍聴者も明らかに減少しております。議会傍聴については議会のテリトリーではありますが、基本的に議会の招集権は長側にあるわけですから、週末議会の開催が減らされてからは特に定例会の招集時期がその月によって大きく異なるようになり、傍聴者どころか議員の日程確保も大変な状況であります。町民からの負託に応え、信頼される役場づくりに努めるともありますが、余裕を持って動ける体制になっていないからか、議会の議案や説明資料などの間違いや配布遅延だけでなく、事務の誤りや遅延によって民間業者や町民にも迷惑をかけており、事務の改善にも不安を感じるが、いかがでしょうか。

人材育成や社会人からの一般職など、職員採用も行われてきておりますが、役場の雰囲気改善や過ちを防ぐチェック体制の強化など、その成果があらわれているのか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の町政2期目に当たっての所信表明と執行方針についてのご質問にお答えしたいと思います。

選挙時に入院をしなければならない事態になったことは、私自身も心から申しわけなく思っています。ただ、今後の公務に支障を来すものではなく、所信表明したとおりこの4年間の職責を誠心誠意全うしていきたいと考えております。

全町ブロードバンド化については、国の補助事業を前提に検討を進めています。公設だけでなく民設での整備も補助対象となることから、通信事業者と整備手法を含めた実施の可能性を協議し、整備に要する経費や整備後に係るコストなどを検証した上で判断したいと考えています。

なかとんべつ観光まちづくりビューローでは、当面は既存の指定管理受託施設の全体的な運営を確立することに重点を置いた運営をしており、現時点ではDMO組織としての候補法人等に登録はしておりません。

観光施設の再整備では、特に温泉施設については新設、移転や道の駅機能の拡充等も含めた総合的な基本構想及び基本計画を策定することを検討しており、さまざまな観点から議論が可能となるよう取りまとめていきたいと考えております。

公共施設の確保では、ことしの10月から路線バスの運行に係る国庫補助が受けられなくなることを踏まえ、大幅な見直しを進めていくこととしています。現在病院送迎バスやハイヤー助成、ライドシェアなど独自の取り組みを行っていますが、既存の交通資源を活用することを含め、さまざまなパターンを想定したシミュレーションを行い、費用負担をできるだけ押さえながら日常の移手段、都市へのアクセス確保を図っていきたいと思っております。

住環境の整備では、町営住宅等の空き家は政策空き家を除いた全体の戸数に対して約4%となっており、独身者住宅の空き家は3戸です。今年度は住生活基本計画の策定を予定し、総合的な住宅施策の展開に向けて十分検討していきたいと考えています。町営住宅等の将来的な需要を見据え、民間賃貸住宅の補助金についても継続していくか検討したいと

考えています。

情報の共有、住民参加については現状の課題を踏まえて改善を図っていきます。議会の招集や日程については議会側と調整の上で行っていて、早期に日程を確定し、準備に要する時間も一定程度確保されていると認識しています。それであっても、法改正の時期等で議案作成がぎりぎりになる場合があることもご理解をいただきたいと思いますが、今後はそれに係る説明資料も可能な限り議案と同時に配付できるよう努めていきます。議会からの要請には最大限応える気持ちでおり、提起があれば真摯に対応していきたいと考えています。

職場の改善については、社会人採用や再任用職員によりようやく少し余裕が持てる体制となり、職員同士で協力ができる体制になってきていると思います。人事評価の取り組みで個々の職員の目標達成に向けた課題についても面談による修正や指導を行っており、また能力評価についても今後の課題に対する評価者のコメントを出して改善を図るよう試みております。窓口改善に係る内部研修も継続を図り、町民に親しまれる雰囲気づくりを目指しています。すぐに改善の成果があらわれないところもありますけれども、少しずつしっかり努力をしていきたいと考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、選挙時の入院というあの事態については、今後の公務に支障を来すものではないということですから、これからの4年間についてはさらに町民の皆さんのことを第一に考えたまちづくりと一緒に進めていっていただきたいなというふうに思います。その上で再度お伺いをしていききたいと思いますけれども、まず全町のブロードバンド化については一応実現ということ掲げられているわけですから、その見通しをもう少し具体的にお答えをいただけないかなと思います。いつまでをめぐりに可能性を判断されるのか、改めて市街地以外の地域の整備は難しいとなった場合の対応などは考えておられるのか、例えばこの低速通信の状況にある地域でも既に網羅されている各通信事業者の高速通信が利用できるようなワイファイを支給するであるとか、またその利用料を補助する、そういうことも決して不可能ではないというふうに思います。特に市街地以外の地域に暮らす酪農家の若者なんか多いわけですし、もうこれ10年以上も前からこの通信格差の解消を求める声というのは行政のほうも認識をされていると思いますので、もう少し具体的にお答えをいただきたいと思います。

それと、観光面についてで、なかとんべつ観光まちづくりビューローはDMO登録をしていないということについて、これについては単純になぜなのかなというふうに思います。このビューロー設立の経緯には日本版DMOの設立が道内でも進んでいることに伴ってという部分があるはずですが、なのになぜ登録をしていないのでしょうか。この登録申請については法人の、たとえ設立前であっても可能なわけですし、このお答えからすると申請もしていないということになるのでしょうか。この点もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。どういう理由があるのかわからないですけれども、なので現時点で既

にDMOと言っているわけですがけれども、まだそれに値する組織ではないということになるのではないのでしょうか。日本版DMOの登録要件にある幅広い分野の代表者の参画であるとか、町民の合意形成というのがちょっとやっぱり足りていないのではないかなというふうに先ほど星川議員が一般質問されていましたがけれども、そういうふうな印象を受けません。当面は法人運営の確立、当面はということなので、いつごろの登録申請なんかを考えておられるのか、この点についても伺います。

また、公共交通の確保については先ほど行政報告もありまして、宗谷バスの天北宗谷岬路線が国庫補助の対象外となる見通しということで関係4市町村である本町においてはこれまでの年額の負担金が1,600万円から800万円増の2,400万円になる見込みであるというような情報提供も先日あったかと思えます。その中では、そんなにまた負担がふえていくのだったら、自治体独自で公共交通を確立した場合の試算をすべきではないかと議員からの意見も出ていたわけですがけれども、その状況についてはいかがでしょうか。

また、ご答弁のほうで都市部へのアクセスを確保していきたいということですがけれども、これは具体的にどこを想定しているのか、都市部というのは。北側に向かっての移動であれば高校生のために浜頓別町までとか、南側に向かっては移動については本町から一番近いJRの駅は音威子府村ということになると思いますがけれども、高齢者であるとか、体の不自由な方にとってはちょっと大変な部分があると思えます。南側に関しては、例えば名寄市を視野に1日最低1往復でもするような町独自の定期運行のあり方を考える必要があると思うのですがけれども、そういう想定もされているのでしょうか。この点についても伺います。

それと、住環境の整備という点についてなのですがけれども、政策空き家を除いた町営住宅等の空室は全体の戸数に対して約4%、独身者住宅の空室は3戸、これちょっと前までは一時的にその倍ぐらいの募集が出ていたのではないかなというふうに思います。民間アパート建設前と比較をすると3戸の空室でも多いというふうを感じるわけなのですがけれども、改めて今の現状は本町にとって健全と言えるような状況なのか、行政として民間アパート建設によって想定をしてきた思ったとおりの状況になっているということなのか、これだけ民間アパートが建設をされてきたわけですから、もしかしたらその中で空室なんかもあるかもしれませんけれども、行政としてはやはり町営住宅等を無駄に遊ばせないということが本来からしても最優先しなければならないと思えます。

この点については、ちょっとご答弁のほうがどういう趣旨なのかなというところがあるのでありますがけれども、町営住宅等の将来的な需要を見据えというところの意味なのですがけれども、これは町営住宅の空室がふえてきたから民間賃貸住宅の補助制度を抑制するかどうか判断するような状況になってきたということをおっしゃっているのか、この点についても伺います。

最後1点なのですがけれども、最後のほうの職場の改善等についてはそのようにさらに取り組んでいただきたいというふうに思うのですがけれども、この情報共有と住民参加の関係

で議会の招集であるとか日程について今回触れたのですけれども、議会はもちろん行政としてもやっぱり町民の皆さんに傍聴していただく機会にもかかわることですし、議員のなり手不足なんかに私はこの日程なんかかわってくると思うのです。

今回今まさにそうですけれども、6月頭の会期となったわけですけれども、中頓別町議会にとっては昨日まで管内の議員研修で利尻富士町に行っていて帰ってきたばかりということもあって非常にハードな日程となっているわけですが、ちょっとこれ聞くとところによると今から一月後の7月第1週には既に臨時会が予定されているというようなのですけれども、これ定例会の会期が例えば6月の後半に設定されていたら、その臨時会は開く必要がなくなるのではないですか、例えば。これは案件の内容にもよると思うのですけれども、これまでも実際会期を早く設定し過ぎたためにその後すぐに臨時会を開かなければならないということが実際ありましたよね。そういうこともあって、以前にも私は定例会については、これは必ず開催するものですから、3月、6月、9月、12月でできるだけその月の後半であるとか、いつも同じような時期にやっぱり開催をするようにすべきではないかと。これ以前にも申し上げておりますし、ご答弁からすると早く伝えているからいいのではないかというような印象を受けるのですけれども、そういう問題ではなくて、例えば今なかなか開催されなくなりましたけれども、休日であるとか、例えば夜間であるとか、会期中であればこの集まれない日なんかあれば休会にできるわけですから、協議とか調整を行うということであれば、私はそういうことをすべきなのではないかなというふうに思いますので、この点についても町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私のほうから答えられるところを答えて補足、細かいところは担当のほうからさせてもらいたいと思います。

まず、全町ブロードバンド化についてですけれども、おっしゃったとおり農村部、若い酪農家の方たちの声も強くありますので、基本的にできるだけ早く実現をしたいというふうに考えています。今先ほど答弁で申し上げたとおり、総務省の補助事業にのって民間事業者、北海道の場合はこれNTTしかございませんで、そのNTTのほうとも協議を進めるということで公設公営がいいのか、民設民営がいいのか、そういった方法も含めて民設民営の場合は補助率が3分の1というふうに補助率下がるのですけれども、それとはまた別ないろんなメリットがあるので、どちらがいいのかということと比較検討していくということで既にNTTとの協議に入っています。できるだけ今年度中にはその辺の見通しを明確にしたいなというふうに思っています。ただ、これ国の補助も一定の総額的な制限があって整備、着手して単年度で終わる事業にはならないかなというのもあります。複数年の事業になるのかなというふうにも見込まれるので、その分早くやるのであれば早い着手が望ましいのではないかという考え方をもって進めていきたいというふうに考えています。

DMOの関係については、まだまだ今までの指定管理をやっていた団体に、言い方が悪いですが、毛が生えた程度の組織現状かなという認識で、まずそこをしっかり立て

た上で次の段階というふうに考えていきたいということであって、決して登録を目指していないということではありませんので、今後その時期等についてもしっかりと検討していきたいというふうに思います。

公共交通の問題でありますけれども、現状どおりやれば2. 数倍で、かなり減便したとしても今より1. 4倍というような今のところで大変苦しい状況があると思います。町のほうで事務的にはいろんなシミュレーションを実は検討していて、こういう部分を町独自にやったらどれぐらいの運行費経費がかかるかとかというようなことも事務段階では試算をしてもらっています。ただ、中頓別町はこの天北線の中でも南寄りなので、本当に中頓別町のことだけを考えればいろんな仕組みも考えられるのですけれども、今まで一緒に路線を維持してきた浜頓別町や猿払村も含めた連携も大事だというふうに思っています。特に天北線の基金はそういう路線対策として活用されるべき基金だというふうに思っていて、少なくともその基金があるうちはしっかりそういう連携を軸とした考え方というのを持って見直しに当たっていく必要があるのではないかなというふうなのが私の基本的な思いです。ただ、とはいえあと数年しか実はないということでもありますので、そこに向かって先ほど言った町独自のいろんなシミュレーションと組み合わせてほかの町村にも提案をしていい形になるように目指していきたいなというふうに思いました。後で総務課政策経営室のほうから補足をしてもらいたいと思います。

あと、住環境の関係でありますけれども、今空き家4%となっておりますけれども、あいていけば必ず入ってもらえるということでもなく、やはり特に若い人は古い住宅に入るということになるのが難しいのかなというところもあって、やっぱりきれいな比較的新しい住宅として確保しておく必要があるのではないかなというふうに思っています。単身住宅3戸あいているという現状はありますけれども、職員も採用しようとして採用できていなかったり、地域おこし協力隊も採用しようと思ってまだ実現していなかったりとかと、そういう人が予定数、さらに長寿園なんかにも常に募集をしている状況にありますから、そう考えると3戸あるというふうに考えるか、3戸しかないというふうに捉えるかという側面もあると思います。

ただ、先ほども言いましたけれども、住環境に関する計画、これを今年度立てますので、今後の住宅の受給見通しというものをその中でしっかり立てるようにしたいという考え方です。民間の住宅を多く建ててもらうことによって町としてはコストも抑制できるという側面がありますけれども、低所得層にとってはやっぱり負担も重たいと。例えば前から言っていることですが、家賃に対する支援をすることで民間住宅を促進すると公営住宅を整備するのとどちらが費用として合理的なのかとか、そういう比較的検討もあるのかなというふうに思っています。しっかりこの1年でその辺を整理をしていきたいというふうに思います。

あと、議会の関係については本当に町として一方的にやっているという考えは全くなくて、最大限本当に議会側の意向に沿いたいというのが基本であります。町から、議会から

とどちらが呼びかけるかという話ではなくて、どういう形が議員の皆さんにとっても、町民の皆さんにとってもいいのか、そこをしっかりと踏まえて対応するという考え方を基本にしたいというふうに思いますので、その辺はご理解をいただければと思います。

あと、担当のほうから補足するところをしてもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 私のほうから2点ほど補足ということで説明させていただきます。

まず、ブロードバンド化の関係でありますけれども、先ほど民設なのか公設なのかというお話があったかと思いますが、民設でいく場合もいろいろ要件といたしますか、ハードルがあったりとかしますので、まず町として想定しているのは町内全域です。まず、人が住んでいるところをカバーできるような形で整備した場合ということで考えていますので、そういった場合にまず全体的にどれぐらいの経費がかかるのかというところがないと、なかなかどちらのパターンでいくのかというような判断ができないというところもありますので、まずはその辺の概算的なところをNTTをお願いしているという状況であります。ですので、市街地以外の地域の対応が難しい場合というようなお話もございましたけれども、そういったところ抜きにして、まずは全体的にやっていきたいということを前提に今動いているということでございます。

それから、交通の関係でありますけれども、先ほど町長から答弁がありましたけれども、独自でやった場合というようなところの試算をしておりますというか、始めております。これに関しましては今ライドシェア等で進めておりますけれども、そこに支援をいただいているシンクタンクにも協力をいただきながらこの試算を進めているところでして、まだお出しできるような段階ではありませんけれども、その辺の精査をしております。都市へのアクセスに関しましてどちらを向いているのかというようなお話もございましたが、基本的にはやはりJRに接続すれば旭川市や札幌市に出られるというようなところがございますけれども、一つの手段といたしましては小頓別まで行けばえさし号、都市間バスに乗ることもできますし、都市間バスに乗れば名寄市、旭川市というようなところにも出られますので、そこからさらに札幌市とか、そういった手段にも活用できるというようなこともありますので、そういう選択肢をふやすというようなことを考えておまして、ですので小頓別とかも含めまして小頓別、音威子府村、そういったところをまずはそこに接続するというようなことを考えて今進めているというところでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再度、さらに具体的に町長からのお答えをいただきまして、公共交通のほうでは笹原参事からもより具体的にご答弁をいただいたと思います。

町長のお答えにもありましたけれども、これ質問ではないですけれども、町独自でやればそれはそれで早いのかもしれない。町独自の新たな交通体系を確立するという事は。ただ、これまで関係4市町村で協力してきた部分がありますので、これ決して中頓別町単

独ではなくて4市町村なりで隣の自治体と協力をして一緒につないでいくということも考えられると思うので、そういったよりよい協議をしていていただきたいと思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

これで一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

一般質問が終わりましたので、これで本日の議場からのテレビ中継を終了いたします。

議場の時計で2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎発議第1号

○議長（村山義明君） 日程第12、発議第1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、発議第1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、中頓別町特別職報酬等審議会において審議され、特別職の報酬等の額の改正にかかわる答申を受け、議会で可決され、改正されたところでありますが、これからの町を取り巻く状況は今まで以上に厳しいものとなっていくものと考えています。これは、町長の執行方針でも述べられたこととございます。人口減少問題など課題への対策に取り組んでいるものの、それを打開する兆しはまだに見えていません。そのため今後において財源確保が困難になることが予想されるため、町議会議員の期末手当2.6カ月分を廃止するものであります。期末手当の廃止による削減額は402万円（議員報酬月額154万7,000円掛ける2.6カ月分）とございます。となることをご報告申し上げ、提案理由の説明といたします。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。

発議第1号。

令和元年6月6日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、星川三喜男。賛成者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。

議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように定める。

第5条、削除。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、反対の立場から質疑させていただきます。

（何事か呼ぶ者あり）

○7番（細谷久雄君） 質疑させていただきます。いいですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○7番（細谷久雄君） だから、質疑していいのでしょうか。質問していいのですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○7番（細谷久雄君） 1つ目として、議案提出の理由書に人口減少問題を上げ、それにより今後において財政確保が困難になることが予想されると書いてありますが、私は行政改革と同様に財政的な理由のもとで議員の期末手当を支給しないのは現状では好ましいものではないと私は思います。そこで、提出者にお伺いいたします。人口減少と今後の町の財源を具体的にどのように考えておられるのか。

2つ目、提出者は中頓別町特別職報酬等審議会において審議され、議会で可決、改正された議案に対し発議を持って提案をしたものでありますが、それにはそれ相当の覚悟があったの提出だと思えます。短答直入にお伺いいたします。もしこの発議が可決された場合、発議者は期末手当を受け取るのかどうかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、今最後の、これ可決したら皆さん受け取れません。これ否決された場合、これは私は最後に皆さんに言おう、これは否決された場合でも私は言おうと思っておりました。私は提案者である以上、これはパフォーマンスではありません。今後これから年またこの1期4年間ありますよね、今後。とりあえず1期4年間、あと何期やるか私はわかりませんが、この4年間は私は積み立てしておきます。そして、これが2期、何期になるかわかりません。私は議員をやめるときは、これは町に私は寄附します。その覚悟です。だから、私はこれを提案しました。

以上です。

それと、人口減少、それはおのずから町民税、税収が減っていきます。今交付税も減っ

ていっていますよね、毎年、毎年。これで中頓別町の町が今まで以上にもっともっといい町になっていくのかと。それを考えれば、せめて私たち議員の微々たる金額です。それを私は町にお返しして、これでやはりもうちょっとこの町民のために活躍してくれ、金を使ってくれというのが私は、もともとそういう決意で私は議員になりました。議員になって数年後にこの期末手当撤廃に、そのころの先輩議員からも指摘されましたけれども、何とか説得して皆さんにわかってもらって期末手当を撤廃したというわけなのです。

また、これに至ったのは、申しわけありませんけれども、ちょっと悲慘的な数字を言わせてもらいます。今、月19万円議員報酬もらったとしますよね。それが年12カ月で約230万円、228万円ほどです。それで、年間の議員活動、町民が目に見える議員活動何日ぐらいですか、議員。中には一生懸命議員活動している議員も私は知っています。でも、目に見えない議員活動、確かにこれは皆さんしているとは思いますが、町民目線で見れば何日やっていますか。この定例会年4回。平均にして3日半あるかないか。そうすれば13日ですよ、年間。それに常任委員会、月1回ありますか、今まで。会期の中間で1回でしょう。年4回。そのほかに確かに議会運営委員会、議会を開くごとに2回、それで8日、また広報委員会、これはあれですけども、12日は出て仕事をしているでしょう。それを大体合わせますと40日ちょいなのです。多くて50日。50日とすれば、1日4万5,000円ですよ、日当。こんな高級取りありますか。そうであれば、もっと、もっと議員として活動し、議題も相当いろんなテーマが出てくるのが議会だと思いますけれども、今の現状ではなかなかそこまで行っていない、議会改革もなされていない、そのような中で私はそうであればやはりせいぜい402万円です。それをもらい、町に返還して町民に何かのために使ってもらいたいという意味合いで私は提案させていただきました。

あわせて、今回、昨日ですか、道知事が給料の3割減ですよ。道の知事でさえこのようにやはり道が大変だから、このような形をとった。それには期末手当、退職金も3割減なのです。そのようにやはり個々の自治体で私は議員活動、議員の中でこういうことは決めているのか、審議会から答申されたから、はい、わかりました、ありがとうございますではなくて、やはり議員個々もっと、もっと考えるべきではないかなと思って私はこれを提案させていただきました。

以上です。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより発議第1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、反対の立場から討論をさせていただきます。

議員の期末手当については、特別職報酬等審議会において今後の中頓別町の財政を踏まえて慎重に審議された結果だと思えますし、この内容及び回答を真摯に受けとめるべきであり、審議会の意見に対して従うべきだと私は考えます。

現在、議員のなり手不足や無投票当選がふえる中、議員の期末手当を支給することにより若い世代にも議員として議会に参加できる機会を与えることにもなり、今後の中頓別町の活性化にもつながると考えます。よって、今回の発議に対し、私は反対の立場とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 私もともとが賛成者なので、もちろん賛成の立場なのですが、どちらか一方だけ討論があって、どちらかがないというのはよくないことですから、あえて申し上げますけれども、先ほど一般質問で私ちょっと触れたのですが、昨日まで1泊2日の日程で派遣をされていました利尻富士町での管内議員研修でまさにこの議員報酬や議員定数などに関する講義を受けてきました。そこで改めて私が感じたのは、日本の地方議会総体的に見れば例えば報酬が低いとか、定数が少ない自治体ほどなり手不足の傾向という、データ上はそういうふうになるのですが、これ実際に自治体一つ一つで見ればそれぞれ事情は全く違うわけですし、中頓別町議会では報酬が高なくても恐らく期末手当がなかったのが、年収でいったら日本一安かったのではないかなと思うのですが、それでも今回含めて私が知る限りでは過去2回ぐらいしか無投票がないと、ほとんど投票になってきた。

例えば村議会の時代とか、昔の話をすればこれ無報酬という立場であっても恐らく活気のある選挙戦が展開されてきたというふうに思います。先ほどちょっと細谷議員のほうから反対討論で議員のなり手不足のためにというようなお話もありました。これ決してどちらが正しいかということにも私難しいとは思いますが、かえって、その報酬の中でおっしゃっていたのですが、50代以下の議員に対して18万円の給料を30万円にした、そういう話が例としては出たのです。では、その後の選挙どうだったかといったら、その年代は誰も出なかったという、やっぱり報酬を上げることは必ずしもなり手不足の解消にはつながらない。中頓別町も4月からこの制度を新たに改正をされて始まったわけですが、今回の選挙無投票でありましたし、例えば20代、30代、40代、50代における新たな人材の立候補というのはなかったのではないかなと思います。ですので、月給についていえば、月給も上がっているわけですが、これ基本給でいえば3,000円ほどの正に微増ですから、さほど例えば報酬が上がったからあなた出たのだろうとかというような影響は少ないと思うのですが、期末手当のあり方についてはやっぱり再度考えていく必要が、報酬含めて、定数も含めて必要があると思いますので、やっぱりこういうチャレンジについては賛成をしていきたいなというふうに私は思っています。

ちょっと制度のところでは気になるところはあるのですが、町職員のほうはどうなっているかわからないのですが、例えば長期休養をした場合などに対するこの期末手当の減額に関する規定というのが中頓別町の議員報酬の中では、私はちょっと見つけられなかったのです。だから、もしこれがないとしたら、そういう場合の対応ができていないということだから、そういう状況で期末手当を支給していることにはちょっと問題があるというふうに思いますし、どうも特別職は先ほど星川議員もおっしゃっていましたが、やっぱり道の財政よくない、その中で身を切る改革をしていると。やっぱりそういう試み、チャレンジには私は賛成をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 提案者も賛成者の気持ちもわからぬわけではないけれども、基本的に論理性がないわ。先日決めただけの議案をちょっとの間で改正するということが本来ではない、議会でやるべきことではない。

それと、論理性がないというのは、1つにはこれまともに受けると特別職と報酬審議会の皆さんが相当な時間をかけて論議され、提案されたことを否定しているのだよ、結局は否定することになっている。

これ財政事情を理由にするのであれば、これは全部だめだと言わなくてはだめなのだよ。議員だけがだめだなんていう論理はない。というのが審議会の審議としては、いろんな各種委員も含めて、特別職も含めてバランスのある内容でやったはずだ。その中に議員も入っていたというふうに押さえるべきであって、特に議員だけを上げようとかなんとかという意図的なものは全くないはずで、全体のバランスの中で決めたことでもありますから、これ議員だけを外すということは非常に公正を欠いてしまうということにもなるわけです。そういった面では、整合性がなくなるという状況があります。それで、気持ちとしては財政大変なのだから我々の手当は削ろうやというのだけれども、しかし全国的に見るとこの期末手当は議員に与えられた手当の唯一のもので、ほかの手当は全くないわけですよ。他町村との比較論も当然したでしょうし、そういった面から私はこれを復活させたというのは、これは時期的にいつかやむを得ないというか、妥当性があるものだというふうに考えますので、この件については反対させていただきます。

○議長（村山義明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、これで討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山義明君） 起立少数です。

したがって、発議第1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は否決されました。

◎議案第33号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第33号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第33号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

5ページをお開きください。議案第33号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

8ページをお開きください。改正の要旨であります。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する省令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が本年3月29日に公布し、同年4月1日に施行され、低所得者に対する介護保険料の軽減措置の拡大に係る改正に伴い、保険料の額等の規定を整備するものであります。本年10月に予定されている消費税率引き上げに伴い、従来から低所得者の軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減割合を強化するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第2段階、第3段階の第1号被保険者まで拡大するものであります。

7ページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。保険料第2条第1項では元号の変更により「平成32年度」を「令和2年度」とし、第2項におきましても元号の変更により「平成30年度」から「平成32年度」までの各年度を「令和元年度」及び「令和2年度」とし、第1号被保険者における保険料率「2万9,700円」を「2万4,700円」と引き下げ、第3号及び第4号では新たに項を追加し、第3号では第1項第2号第2段階の被保険者に対する保険料についての規定となるものであります。前項第2項の第1段階の被保険者に対する規定を準用する規定となり、その場合第2号では「2万4,700円」となっているものを第3号では「4万1,200円」に読みかえる規定とするものであります。同じく第4項では、第1項第3号第3段階の被保険者に対する保

険料についての規定となるもので、第3項同様に第2項にある第1段階の被保険者に対する規定を準用する規定となり、その場合第2項では「2万4,700円」となっているものを第4項では「4万7,800円」に読みかえる規定となるものであります。

文言上複雑になっておりますが、8ページもう一度お聞き願いたいと思いますが、この表のとおり第1段階では「2万9,700円」から「2万4,700円」、第2段階では「4万9,500円」から「4万1,200円」、第3段階では「4万9,500円」から「4万7,800円」にそれぞれ引き下げることとなります。

6ページ下段をごらんください。附則、施行期日、1、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

経過措置、2、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第33号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第34号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第34号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案第34号についてご説明をさせていただきますが、大変申しわけございません。議案のほうに間違いがありましたので、訂正をお願いいたします。10ページの改正文において、上から8行目になりますが、別表第4の次にとありますその別表第4につきましては別表第3の間違いでございます。あわせて

その下段にあります別表第5と表示されておりますのは別表第4の間違いでございますので、訂正いただきたいと思います。大変申しわけございません。

それと、11ページの新旧対照表につきましても改正案のほうに別表第5と書いてございますが、別表第4の間違いでございます。大変申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

それでは、改めまして議案の説明に入らせていただきます。議案9ページでございます。議案第34号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

議案の12ページをごらんください。改正の要旨でございますが、山村交流施設内にトレーラーハウス式の宿泊施設を設置し運用することに伴い利用料金を定めるものであります。

議案の10ページ、改正文にてご説明させていただきます。中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、オートキャンプ場の項の次に次のように加える。

第2条につきましては、施設の名称及び位置について定める規定でございますが、名称の項目にトレーラーハウスを追加し、位置につきましてはオートキャンプ場の同一敷地内であることから同条を追加するものであります。

第4条は使用期間等を定める規定でございますが、名称の項目にトレーラーハウスを追加し、使用期間の項目に通年営業を追加、休日の設定はしないことから休日の項目はなしとするものでございます。

次に、第9条は使用料金を定める規定であります。第9条中「別表第4」を「別表第5」に改め、別表第3の次に次の1表を加え、第4条としてトレーラーハウスの使用料として種別は4人用、区分は1棟1泊、利用料金につきましては1万6,000円とするものであります。備考といたしまして、1、宿泊定員は4人とし、4人を超えるときは1人につき3,000円を加算する。ただし、未就学児は人数に含めないものとする。2、暖房料（10月1日から翌年4月30日の間）は1泊につき1,500円とする。3、宿泊利用者の利用料金はオートキャンプ場入場料及びサイト利用料を含むものとしてでございます。

なお、利用料金につきましてはほかの山村交流施設と同様に条例上は上限額を設定することとございまして、実質の利用額につきましては指定管理者側での設定となることとございまして、

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） 1点、このトレーラーハウス最高、いいと思うのですが、この設置場所、オートキャンプ場の入ってすぐのところに設置するのか、どこら辺にするのか設置場所がちょっとわかりませんので、説明願います。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 設置場所につきましては、カーサイトのところですが、入ってすぐの本当に入り口のキャンピングカーサイトです。キャンピングカーをとめて電気が引けるところなのですけれども、そこを使いまして手前から2つを今予定しております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） この備考のところの暖房量、1泊につき1,500円ということとは、これ1棟で6,000円という意味。

（「いや」と呼ぶ者あり）

○5番（東海林繁幸君） 違うの、全体で1,500円。それちゃんと言わなくてはわからないよ、これ。その辺ちょっと正確に。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 1棟1泊でございます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第34号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第35号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第35号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第35号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

議案の13ページをお開きください。議案第35号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

平成28年度において策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

21ページをお開きください。変更の要旨でございます。今年度実施いたしますハード、ソフト事業につきまして過疎対策事業債の充当を視野に入れた財源の確保を図るため、計画の変更を行うものでございます。

14ページにお戻りください。区分2、産業の振興において、変更後欄、（3）、事業計画で事業名欄、（1）、基盤整備農業に事業内容欄、農地耕作条件改善事業、農道整備、工事延長、レイコール300メートル、幅6.0メートル、調査設計レイコール1,030メートル、事業主体欄、町を追加、（3）、事業計画、事業名欄、（8）、観光又はレクリエーション、事業内容欄に圧雪車購入事業、事業主体欄、町を追加、同じく観光又はレクリエーション、事業内容欄にスマートモジュール設置事業、事業主体欄、町を追加。

区分3、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、変更後欄、（3）、事業計画で事業名欄、（1）、市町村町道、道路に、事業内容欄、中頓別弥生線交付金事業、詳細設計負担金、140.2メートル、事業主体欄、町を追加、同じく市町村道、道路に事業内容欄、あかね5条通り線整備事業、道路延長、レイコール140メートル、事業主体欄、町を追加。

15ページをごらんいただきまして、（3）、事業計画で事業名欄、（9）、道路整備機械等に事業内容欄、除雪機械更新事業、ダンプトラックの購入、事業主体欄、町を追加。

区分4、生活環境の整備において、変更後欄、イ、廃棄物処理対策、一般廃棄物処分場やストックヤード、中頓別町有害鳥獣処理施設等の施設更新を進めるとともに、ごみ収集に係る車両の更新を行うことで減量化、再資源化を図っていく、塵芥車の購入を追加。これに伴いまして、定住の促進をエからオに、住宅の整備をウからエに、消防体制をイからウに変更でございます。（3）、事業計画で事業名欄、（3）、廃棄物処理施設、ごみ処理施設に事業内容欄、塵芥車購入事業、事業主体欄、町を追加。

区分6、医療の確保において、変更後欄、（3）、事業計画で事業名欄、（4）、その他に事業内容欄、職員等住宅建設事業、事業主体欄、町を追加するものでございます。

16ページ及び17ページの過疎地域自立促進市町村計画、参考資料におきまして先ほどご説明いたしました追加事業を事業名、事業内容、事業主体欄に追加するとともに、概算事業費欄、年度区分欄において変更後の事業費を追加。

また、区分3、生活環境の整備、事業名欄、(5)、消防施設、事業内容欄、消防関係車両購入事業の変更後欄、31年度事業費の変更を行うものでございます。

18ページ、19ページにつきましては、今回変更部分の変更理由についてお示しさせていたいております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第35号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について、簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成31年度中頓別町一般会計補正予算。

平成31年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,641万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,951万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(村山義明君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時54分

○議長(村山義明君) 会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、お諮りします。ただいま議題となりました議案第40号は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定しました。

◎延会の議決

○議長(村山義明君) お諮りします。

議案審議の途中ですが、時間も相当経過しておりますので、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日6月7日午前9時30分から会議を再開して審議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、明日6月7日午前9時30分から会議を再開して、議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算の制定の件から審査を行います。

◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はご苦労さまでした。

（午後 2時55分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員